令和４年　東川町議会　第１回定例会　会議録（１日目）

１．招集年月日　　令和４年３月７日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　会　　令和４年３月７日　　午前９時 30 分
４．散　　会　　令和４年３月７日　　午後２時 36 分
５．会　　期　　令和４年３月７日～３月 14 日　８日間
６．応 招 議 員

１番　杉　本　岳　大	２番　山　家　祥　幸
３番　飯　塚　達　央	４番　薦　田　敏　次
５番　能　登　暢　吉	６番　畑　中　雅　晴
７番　藤　倉　智恵子	８番　安　原　芳　博
９番　正　満　正　義	10 番　鈴　木　哉　美
11 番　鶴　間　松　彦	12 番　高　橋　昭　典

７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第 121 条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町長	松岡市郎	産業振興課長	菊地　伸
副町長	平田章洋	旭岳ﾋﾞｼﾞﾀｰｾﾝﾀｰ所長	三島光博
副町長	市川直樹	農地整備課長	中山善敬
教育長	杉山昌次	都市建設課長	矢ノ目俊之
会計管理者	西原　香	診療所事務長	金山裕之
企画総務課長	佐藤文泰	農業委員会会長	津谷俊弘
適疎推進課長	窪田昭仁	農業委員会事務局長	北口由美子
東川スタイル課長	高石大地	学校教育課長	大角　猛
保健福祉課長	佐々木英樹	生涯学習推進課長	佐々木貴行
税務定住課長	吉原敬晴	子ども未来課長	藤川裕充
文化交流課長	藤井貴慎	代表監査委員	安井繁光
写真の町課長	竹田慶介	選挙管理委員会委員長	西川宗孝

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長　本多　大樹　　次長　塚原　裕美　　書記　柳澤　奨一郎
12．町長提出議案の題目
行政執行方針
教育行政執行方針
議案第１号　令和４年度 東川町一般会計予算について
議案第２号　令和４年度 東川町公共下水道事業特別会計予算について
議案第３号　令和４年度 国民健康保険東川町立診療所特別会計予算について
議案第４号　令和３年度東川町一般会計補正予算（第９号）について
議案第５号　令和３年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について
議案第６号　令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第５号）について
議案第７号　東川町ゆめファーム条例の制定について
議案第８号　東川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第９号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 10 号　東川町基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号　東川町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号　東川町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第13号　上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約について
議案第14号　町道路線の廃止及び認定について
議案第15号　ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言について
議案第16号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第17号　指定管理者の指定について
議案第18号　被表彰者の推薦について

13. 議　事　日　程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

14. 会議録署名議員

議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。

３番　飯塚達央議員、４番　薦田敏次議員。

○開　　会

議長（高橋昭典君）	ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。 よって、令和４年東川町議会第１回定例会は成立しますので、開会します。 これより直ちに本日の会議を開きます。

○招集者挨拶

議長（高橋昭典君）	町長より本定例会招集の挨拶があります。 町長、松岡市郎君。
町長（松岡市郎君）	（登壇） 皆さん、おはようございます。 令和４年東川町議会第１回定例会を招集させていただきましたが、全員の議員の皆さま方のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 ただいま、議長さんからのお話しの中にもございましたけれども、世界の情勢は、戦争化への懸念もぬぐえない大変厳しいものとなっていますが、私たちは、核の経験を踏まえ、議会の皆様と１年数カ月前、2020年12月10日に議決をしていただきました、「自然・文化・人々と共に」の「共に宣言」があります。これは、平和宣言でもありますので、小さな町の大きな宣言として、世界に向かって発信していきたいと考えています。 共和・共生・共栄を世界の人々と共有することが大切なことであると思います。ＷＥＢ上では、日本語で発信しておりますが、ＣＩＲの力を借りて翻訳をし、ホームページなどでも発信の輪を拡大していきたいと計画しているところであります。 さて、今、定例会は、私共が任期満了となる年度の最初の議会であります。十分審議をしていただきまして、円滑なスタートが切れるように、全会一致での議決をお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議事日程の報告

議長（高橋昭典君）	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 議事日程に従い議事を進めます。

○日程第１　会議録署名議員の指名

議長（高橋昭典君）	日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、３番　飯塚達央議員、４番　薦田敏次議員を指名します。

○日程第２　会期の決定

議長（高橋昭典君）	日程第２「会期の決定について」を議題とします。 本定例会は、本日から３月14日までの８日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「異議なし。」の声あり。）

異議なしと認めます。
よって、会期は本日から３月 14 日までの８日間と決定いたしました。

○日程第３　諸般の報告

議長（高橋昭典君）　日程第３「諸般の報告」を行います。
町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。

町長（松岡市郎君）　ありません。

議長（高橋昭典君）　町長からの報告事項はございません。
議会からの報告事項は、別紙配付のとおりです。
以上で、諸般の報告を終わります。

○日程第４　行政執行方針

議長（高橋昭典君）　日程第４「行政執行方針」について。
松岡町長より発言の申し出がありますので、その発言を許します。
町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
それでは、令和４年度の東川町行政執行方針について申し上げたいと思います。

第１　はじめに

早いもので今年度は任期の最終年度を迎えます。この３年間を振り返ってみますと２年前に世界的なコロナ感染が起き、その後も終息することなくコロナウイルスは変異を繰り返し、平常の暮らしが戻らないことは誠に残念であります。しかし、私たちは、このコロナ禍の経験を踏まえ、「未来へ繋ぐ」安定した自治の確立を目指して行かなければなりません。未来へ描くまちづくりは、全国画一的なものではなく、「過疎でもなく、過密でもなく、疎を大切にした適疎な心（町内住職の教示）をもった」適疎な町です。適疎な町の基本は、お互いの顔が見え、挨拶を交し、会話が弾むコミュニティー社会です。このコミュニティーでは、

ア、　３つの「Ｗａ」～「対話・支え合いの輪・融和」が生きている社会
イ、　３つの「共」～「共生・共和・共栄」が重んじられる社会
ウ、　３つの「間」～「仲間・空間・時間」が共有できる社会

で、住民が町を自慢でき、個性と創造性のある環境が大切にされる社会です。

「地方に住む人間(GEN)が、地方にある資源(GEN)を生かし、住民福祉向上に資するための財源(GEN)確保する」(3GEN 確保と循環)が問われています。町の活性化は町が活性化するのではなく、基本は町で暮らす人々一人ひとりであり、役場で住民福祉向上のために尽力している職員一人ひとりが活性化することにあります。職員の国内外での研修と提案を奨励し、前例にとらわれない IDEA の創出、決断力と実行力を重んじなければなりません。一人ひとりが意識を変え（Change）、挑戦（Challenge）する士気を持ち、好機（Chance）を掴むことが重要であ

ります。特に今年は「**子どもに良い・健康に良い・環境に良い**」の「**３つの良い**」を重点として住民の福祉向上を目指して行きますので、議会を始め、住民各位の深いご理解をお願いします。

第２ 基本的な考え方

今年は、昨年述べました「NEW　IDEA」を継続しながら、今までの行政執行を踏まえ、適疎な心を磨き、大切にし、適疎な町づくり行政の執行を目指します。

１．適疎推進

コロナ禍の経験を踏まえ、今まで進めてきました『過疎でも、過密でもなく、疎であることを生かした、適疎な町づくり』を引き続き推進します。

ア．人口維持と地域コミュニティとの連携

少子化が続く中、人口 8,000 人を維持できる町づくりを地域コミュニティとのパートナー連携により取り組みます。

【空地・空き家対策、地域人口維持対策、交通・通信対策（通信 DX 化)】

イ．新しい「稼ぐ」行政の推進

住民福祉向上には常に安定した財源が必要であり、町が所有する財産や資源等を利活用し、財源の確保に取り組みます。

【東川振興公社との連携、魅力あるふるさと納税、町有財産の確保と利活用】

ウ．行政情報の手引き作成

未来へ向かって魅力ある町づくりを繋ぐため、町づくりの内容を解り易く纏めたものを希望者へ配布し、住民のまちづくりへの関心を高め、一層の参加推進に取り組みます。

【公共施設の運営指針、公共施設の投資と起債（償還計画)、歳入確保計画（地方税、地方交付税、ふるさと納税など)】

２．飲水思源

先人が今日まで築いてくれた歴史と教育・文化資源等に感謝し、更に生かし、大切にした町づくりを推進します。

ア．中心市街地などの価値創造の推進

先人が築いてくれた文化施設等の保存と利活用、新たな価値の創造などにより、中心市街地の一層の活性化推進に引き続き取り組みます。

【KAGU の家～Cowork Culture Village（共の村・「共和・共生・共栄」の村)、東川高校の振興～「魅力があり、選択される学校の姿」に向けた具体的な施策の展開検討、中心市街地価値創造事業】

イ．「写真の町」文化事業の推進

先人が築いてくれた写真文化、大雪山文化（農業・観光業を含む)、家具デザイン文化の３つの文化を中心として、地域活力の向上、推進に取り組みます。特に第３の開拓と言われる水田大型化と併せて、JA ひがしかわが付加価値確保のため整備を計画している CE(カントリーエレベーター)などの施設整備については、生産利用者の実質負担軽減化のため、辺地債を活用した交付金などにより事業者の負

担額以内とし、実質６億円以内（JA から取得予定の土地代金を含む）の支援を目安とします。ただし、施設整備に対するふるさと納税額が高額となった場合には、CE 施設支援を含めた、高次農業展開に支援します。

【大雪山文化～緊急農地再編事業の推進、高付加価値農業（CE 等と発酵食品開発）、魅力的な観光業、体験観光
家具デザイン文化～「隈研吾＆東川町」KAGU デザインコンペ、椅子の日イベント、デザインミュージアム計画
写真文化～国際写真フェスティバル（「写真の町」東川賞、写真甲子園、高校生国際交流写真フェスティバル）、映像文化を通じた関係人口の拡大】

ウ．「おいしい水、うまい空気、豊かな大地」事業の推進

先人が守ってこられた町の自慢である自然環境を生かし、第１次から第３次産業の調和のある発展と暮らしの安全、教育環境の充実と持続発展に取り組みます。

【SDGs とゼロカーボン～国立公園内に放置されている廃屋の早期除去と防犯・景観・環境保全対策、ゴミ減量化への地域コミュニティ単位での取り組み、薪ストーブの設置支援、ペーパーレス化など
企業との連携による太陽光発電～太陽光パネルによる再生エネルギー（キトウシ地区）
ゴミ搬出の見直し～快適な生活環境と子育て支援ためのゴミ搬出の見直し試行】

３．不易流行

地方自治の基本である「住民福祉向上」を踏まえ、時代の流れに「一歩遅れず、一歩踏み出す、一歩先を行く」行政を目標に推進します。

ア．子育てと教育格差の解消

教育委員会と連携し、時代の変化に対応した子育てと教育の支援により、養育や教育に格差が生じないよう取り組みます。

【子育て休業日への支援、IT 活用学習等による格差の解消、奨学金の充実と持続できる奨学金財源の確保（10 年後以降の取り組み）】

イ．DX 化への試行対応の推進

時代の変化に順応できる行政と住民サービスの提供に取り組みます。

【デジタル通信、ドローン実証試験、IT 教育の推進】

ウ．国際化への対応

時代の流れに先行できるように、３つの「共」宣言、「共生・共和・共栄」のコミュニティづくりに取り組みます。

【日本語学校と北工学園の振興（ハブ対策にも記載）、国際教育の推進、輸出環境への対応】

第３　人口増加による財源確保

本町は 1995 年以降の国勢調査において一度も前回を下回ることなく、人口微増を続け、町の一般財源の確保にも大きく貢献しています。住民一人ひとりが暮らしている町に誇りを感じ、町の魅力を発信してくれている成果が大きいと考えています。適疎な環境を生かしながら、これまでも高齢者の生活支援（タクシーチケット、住宅改修、医療費支援な

ど)、子育て環境の充実(保育料軽減、福祉給付、予防接種など)、教育・文化スポーツ振興(国際教育、地場家具の活用、少年スポーツ振興など)などの**ダム対策**（定住者の確保）と３つの文化発信（大雪山、家具デザイン、写真）及び日本語学習機会等の充実により**ハブ対策**（移住者や滞在者の確保）に取り組んできました。ダムとハブ対策の充実により人口の確保を図り、財源確保に取り組みます。

＜ダム対策の充実＞

今までの人口確保対策から生じた財源を利活用し、住民要望の強い３Ｋ（**子どもに良い・健康に良い・環境に良い**）に取り組みます。

ア．子どもに良い

全国的に子育て中の保護者が孤立している現況を踏まえ、子育て中の保護者が孤立しないように「仲間」づくりを奨励し、仲間が同じ空間（場所）で、同じ時間を共有できる３つの間の共有化に取り組みます。

【育児休業日への支援（試行)、育児外食支援、児童の自主的・創造的・協調的な活動支援】

イ．健康に良い

子どもからシニアに至るまで民間人の知恵や技術を生かし、心身ともに健やかな毎日の暮らしができるように取り組みます。

【「全世代共生型　交流×活躍×健康」プラザ（共生プラザ）の新設、R-body との連携継続、シニアと親子外出支援】

ウ．環境に良い

「おいしい水・うまい空気・豊かな大地」の環境の中で、生きいきと暮らすことができる快適な環境づくりに取り組みます。

【ゴミ収集搬出支援の試行、市街地・国立公園（旭岳、天人峡温泉地区）景観向上支援、SDGs とゼロカーボン化等の環境保全対策】

＜ハブ対策の充実＞

東川町にある豊かな「自然・人・文化」資源を生かし、国内外からの交流や関係人口の維持・拡大に取り組みます。

ア．北工学園学生確保

専門学校である北工学園は東川町の大きな価値の一つでありますが、少子化や旭川大学の市立化もあり、地方学校の学生確保は一段と厳しく、学校応援活動が重要な地域課題となっています。現在、学生の募集は道内主体となっていることから、地方学校支援の視点から首都圏からの地域おこし協力隊の確保にチャレンジし、東川町や専門学校の魅力発信に努め、次年度以降、学生確保を目指すとともに、隊員の地方定住のため資格の取得支援に取り組みます。(本格的にはＲ５年度に向けての取り組みとなります。)

【地域おこし協力隊の公募と資格取得、首都圏域など道外からの学生確保、市立大学並の授業レベル確保と移住支援対策の検討、介護福祉士資格取得と就業を目指す海外留学生の確保、日本語学科で学ぶ学生確保】

イ．サテライト、テレワークなどの働く環境及び生活環境の充実

国の制度を活用したサテライトやテレワーク施設を活用する町内外からの企業や移住者を支援し、ハブ人口の確保に取り組みます。

【企業オフィス設置支援、企業社員移住支援、起業化支援】

ウ．各種産業文化の魅力発信による「人々の交流」と「モノの交易」の拡大

町内の関係機関団体や国内外の企業等（パートナー企業を含む）とともに様々なイベントなどを通じて、広く東川町の産業や文化等の魅力発信に努め、今まで培ってきた首都圏などの大学や学生など多くの「人々の交流」と「モノの交易」拡大に取り組みます。

【協定企業へのワーケーションの場の提供とふるさと納税案内、慶應大学、東京農大、長野県立大学、立正大学、武蔵野大学、大阪経済大学、札幌大学などとの連携、「人生の学校」との連携・支援】

第４　東川振興公社との連携

東川振興公社は町の経済関係団体等で構成している株式法人であります。また、本来の「稼ぐ」公社としての役割と地方再生法に基づく地域再生推進法人でもあります。法人機能を十分発揮し、地方創生事業の実施など地域活力の向上に大きな役割を果たせるように十分連携（適疎推進課など）し、住民福祉向上に努めます。

ア．　公有財産の適正管理と運営

イ．　東川株主（ふるさと納税）における魅力ある株主優待の開発

ウ．地方創生事業の実施

第５　健全な財政運営

基幹的な財源収入であります町税、地方交付税（特別交付税を含む）の確保に努めるとともに、公共施設等の整備に当たっては有利な起債活用に引き続き取り組むと共に公共施設運営計画を定め、効率的かつ安定した運営を目指します。

特に、天人峡温泉地区の荒廃している状態は、観光立国を宣言している日本にとって大きなマイナスイメージになっています。国立公園の廃屋を国の責任において除去する要請を強く行うとともに、自主的な財源も確保しながら、上流の水源地の環境保全に配意し、早急に除去できるように取り組みます。

ア．環境保全のための財源確保～ビジターセンター及び大雪旭岳源水駐車場の協力金の案内強化

イ．地域資源を利活用した「稼ぐ」循環型行政の推進及びふるさと納税（目標額 10 億円以上）の拡充

ウ．町の資源を活用した使用料等の確保

＜基金造成＞

人口増加や資源を活用した純増的な財源、東川株主による投資額などは、施設整備の償還財源とするため、減債基金等への積立推進を図り、後年度負担の軽減と施設運営費への充当を図ります。

【新たな積立目標】

共生プラザ新設	３億円	～Ｒ５年度まで
キトウシ保養施設	３億 9,000 万円	～Ｒ６年度まで（賃貸した場合には当該財源を含む）
CE（JA ひがしかわ）	６億円	～Ｒ６年度まで（JA から取得予定の土地代金を含む）

第６　おわりに

行政推進の柱とする「適疎推進」「飲水思源」「不易流行」を確認し、この根底にあるものを大切にしながら、未来へ向かって勇気ある決断、実行によって住民福祉の増進に結束して取り組んで行きますので、議会及び住民の皆様のご理解とご支援を重ねてお願い申し上げます。総合的な福祉施策の各項目は別添をご参照ください。ありがとうございます。

令和４年３月　東川町長　松岡市郎

以上であります。

議長（高橋昭典君）　以上で行政執行方針を終わります。

なお、行政執行方針、次に行われる教育行政執行方針に対する質疑は、一般質問及び予算審議の中で受け付けます。

○日程第５　教育行政執行方針

議長（高橋昭典君）　日程第５「教育行政執行方針」について。

杉山教育長より発言の申し出がありますので、その発言を許します。

教育長、杉山昌次君。

教育長（杉山昌次君）　（登壇）

令和４年度第１回定例会にあたり、東川町教育行政執行方針を読み上げます。

１頁をお開きください。

東川町教育行政執行方針。教育行政の体系。

基本方針「子ども一人ひとりを理解し、自立を助け、生きる力を育む」

重点施策、３点ございます。

ふるさと教育の推進、学力向上対策の推進、国際教育の推進。

令和４年度目標。ふるさとを愛し共生・共和・共栄の視点に立ち国際社会に貢献できる人材の育成。

２頁をお開きください。

教育行政執行方針と主要施策。

はじめに

子どもは未来からの留学生ととらえ、DX(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ・ﾄﾗﾝｽﾌｫｰﾒｰｼｮﾝ)やAI・IoTやXR(ｸﾛｽﾘｱﾘﾃｨ)が進展する社会で生きていくことになります。課題を発見し、新技術を駆使しながら人とのコミュニケーションの中で解決策を見出し、新しい価値を創造できる能力を備えると共に新型コロナウイルスなど感染症や自然災害など不測の事態にも対応していく必要があります。

このことを踏まえ、すべての子どもたちが「自分の意志・自分らしさ・チヤレンジする心・将来への希望」を持ち、自ら伸びて育つことができるよう個性や能力に応じた最適な学びや思いやりの心など共に生きる力を育む共生・共和・共栄社会の実現に向けた教育の実現を図ってまいります。

また、新型コロナウイルスの感染防止等、子どもたちや町民の安心安全に配慮した学びの取組みを継続して行っていきます。

基本方針

「ふるさとに誇りを持ち、人間愛あふれ、多様な価値観を受容でき、主体的に学び続けることができ、予測不可能な未来を生き抜くことができる子ども」の育成を目指します。このことから、令和４年度においても昨年度同様に基本方針を「子ども一人ひとりを理解し、自立を助け、生きる力を育む」とし、次の３つの重点施策について取り組みます。

重点施策

１　ふるさと教育の推進

本町には、美しく豊かな自然、昔から受け継がれてきた固有の歴史や文化、これらを受け受け継ぐ人材が健在です。

これらの地域資源を効果的に活用し、自然や歴史、文化や暮らしに関することなどについて学習を深めることにより、ふるさとへの理解を深め、東川町で育ったことを誇りに思い、社会を支えていくことができる人材育成に努めます。

２　学力向上対策の推進

全ての子どもたちが、健やかに夢を育むことができるよう「学ぶことが楽しい」と感じ、学ぶ意欲と習慣が身につき、主体的に学習する子どもを育成します。

また、ICT を利活用し、個別最適化された学びと協働的な学びにより、全ての子どもたちが基礎学力を身に着けることができるよう学力向上の取組みを進めます。

３　国際教育(教育課程特例校)と新教科「Globe」の推進

平成 29 年度から取り組んできた文部科学省の「国際教育に係る研究開発学校」事業は、令和３年度で終了となりました。

しかし、地域特性を生かした本取組は、効果が高いため内容の見直しと SDG ｓの視点を加増した修正を行い、文部科学省の「教育課程特例校」制度を活用して、幼・小・中(高校協力)で実施すると共に、学んだ能力を生活の中でも活用できるよう体験を充実し、海外の学校とリモートによる交流も進めていきます。

主要施策

１　就学前教育(乳幼児保育・幼児教育)の推進

幼児期は、心や人格、情操、道徳心、身体的発達において非常に大切な時期です。愛され肯定されることで育まれる情緒の安定が重要であり、保護者の理解を深めます。また、遊びを通して社会性や生活力、コミュニケーション能力を育み、小学校へ円滑に接続できるよう取り組みます。

また、町内の保育事業者との連携、子育て支援センターや発達相談支援体制の充実など子ども・子育て環境の整備充実に努めます。

２　学校教育の推進

(1) ICT 教育と GIGA スクール構想推進

１人１端末を学びの道具として効果的に活用できるよう研修を充実すると共に周辺機器整備やサポート体制を充実させ、情報活用能力の育成や個別最適化された学び、協働的な学び、探究型の学び、主体的な学びを実践していきます。

(2) 組織力・学校力の向上

① 専門性に基づくチーム体制の構築

複雑化・多様化する課題を解決するため、SC・SSW・ST など専門性を有するスタッフや福祉関係機関と連携し、学校と地域の協働体制を整えます。

② 指導体制の充実

町採用の期限付き教員、学習講師・学習支援員・特別支援講師等の配置充実や習熟度別・少人数指導を進め、学ぶ楽しさを実感させ、自ら学び考える力を育成すると共に特異な才能のある児童生徒の能力を伸ばします。

③ 教師の資質能力の向上

ICT 機器を効果的に活用し、より効率的で質の高い授業のため、研修の充実や研究大会への参加など教職員の資質能力の向上に努めます。

④ 働き方改革の推進

地域連携職員や部活動指導員・SEA・スクールサポートスタッフの配置、学校事業の見直しや ICT の活用、勤務時間記録の解析、休日や夜間の留守番電話活用、教職員の意識改革などを講じることにより働き方改革を推進します。

⑤ コミュニティ・スクール推進体制の充実

学校の教育目標を地域と共有し、学校運営に地域力を活用し課題解決を進めます。また、幼児センターへの導入と東川高等学校との連携を進めます。

(3) 特別支援教育体制の充実

発達のアンバランスによる学びのつまずきがある児童生徒の増加に対応し、一人ひとりの特性に応じた学習支援、不登校や登校しぶりのある児童生徒の支援など適正に配慮し、自立した生活ができるよう育みます。

(4) 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育の推進

一人ひとりが違う個性や価値観を持った大切な存在であり、それを認め合うことで心豊かな社会が実現することを理解し、いじめ防止や小１問題。中１ギャップ問題に向けた幼小中連携の取組みを進めます。また自主自律、粘り強くやり抜く力、コミュニケーション能力等非認知能力の育成に取り組みます。

(5) 読書活動の推進

朝読書や読み聞かせ、教科学習での学校図書の活用を進め、せんとぴゅあⅡと図書の貸借を行い連携に努めます。また、学校の蔵書充実を図るとともに司書教諭や司書、民間団体と連携し読み聞かせやブックトーク事業を進めます。

(6) 農育・食育・水育とキヤリア教育の推進

体験農園等を活用した農育食育を進めると共に、生活用水の源である地下水や水資源について児童生徒が知識を深める取組みを進めます。また、中学生の職場体験や町内で活躍する様々な職種のプロを講師にキャリア教育を推進します。

(7) 町の奨学金制度による進学支援

大学進学奨学助成金をはじめ町独自の奨学金制度により、東川町で育つ子どもの進学による夢実現を支援します。

(8) 北海道東川高校の振興と公営塾開設

東川高校は地域の大切な教育資源であることから、存続と振興に力を入れると共に他校の振興事例など調査を進めます。

また、東川高校や町内の高校生が放課後に安価な費用で学ぶことができる公設塾を開設し、ICT を活用しながら個々の夢実現に向けたサポートを行います。

(9) 学校長寿命化計画の推進

1970 年代に建築された小中学校の校舎が建築後 40 年を過ぎたことから、計画的に長寿命化を進める必要があります。本年は第二小学校の施工と第一小学校の設計を行います。

3　学社連携の推進

東川町学社連携推進協議会が母体となり、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が車の両輪となって、未来を担う子どもたちを育みます。地域人材による農育食育、放課後子ども教室、ゆめスクールや地域未来塾等の放課後学習、スキーや水泳授業サポート等外部講師派遣など学社連携事業を推進します。

4　社会教育の推進

(1) 生涯学習

心豊かで充実した生活を送るためには、自分に合った形で学び続け、その成果を生かせる環境をつくることが重要です。

町民皆さんのスキルを活かす「キャリア登録システム構築事業」により、学ぶ人を応援する仕組みを作ります。また、各種講座やしらかば学級などの充実を図ると共に、改善センター等貸館利用予約システムをスタートさせます。

(2) 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進

正しい生活習慣などをテーマとした「子育て講演会」の開催、東川町学習スタンダードの普及や早寝・早起き・朝ごはん運動に取り組みます。

(3) 芸術・文化の振興

写真文化・大雪山文化・木工芸など町固有の文化や先住民族であるアイヌの人々の営みの理解を深めることが大切です。このため、公民館、せんとぴゅあⅠ・Ⅱ、郷土館、文化ギャラリー、松田与一記念館、旭岳ビジターセンター等で歴史文化に関するものや優れた芸術作品の展示鑑賞機会を設けます。また、文化的価値の高い作品の文化財指定や保護と活用を進めます。

さらに、文化庁の芸術家派遣事業により町内の学校に音楽の専門家を招聘すると共に、アイルランドで開催される国際青少年音楽祭に中学校と高校の吹奏楽部で構成する吹奏楽団を派遣し交流を進めます。

５　学童保育・放課後等子ども子育て支援事業の推進

学童保育利用者数の増加、発達支援が必要な児童の増加に対応するため、特別支援スタッフの充実や夏季冬季休業中に給食の試行を行います。

また、放課後子ども活動「わくわくプレイス」の充実と少年団活動開始までの時間帯に子どもを見守るサービスを開始し、異年齢との関わりの中で、自主的な遊びや学び、体験、学習などにより心身の発達を促します。

６　スポーツ振興の推進

生涯を通じて気軽にスポーツに親しみ、楽しみながら健康増進できる「生涯スポーツ社会」の実現を目指します。このため、スポーツ推進委員やスポーツ国際交流員(SEA)、地域おこし協力隊に加えR－body社との連携により、体のコンディショングによる健康増進を進めます。また、少年団や部活動の指導充実による未来のアスリートの育成、さらには高齢者の身体機能の維持増進など、すべての町民が健康で健やかな日常を過ごすことができるよう取組みを進めます。

むすび

子ども達がふるさとに誇りを持ち、多様な価値観を認め合い、自ら考え行動し、社会の変化に柔軟に対応でき、豊かな人間性を育めるよう、また、町民の皆様が生涯にわたって健やかに学ぶことができ、スポーツに親しみ、優れた芸術に触れ豊かな人生を送ることができるよう本町教育の充実に努めていきます。

町民皆様並びに町議会議員皆様のご理解とご協力を心からお願いし、教育行政執行方針といたします。

令和４年３月　東川町教育委員会

なお、次頁以降、具体的な施策がございますので、後程ご覧いただきたいと思います。

以上、ありがとうございました。

議長（高橋昭典君）　以上で教育行政執行方針を終わります。

○日程第６～８　議案第１号～第３号

議長（高橋昭典君）　日程第６　議案第１号から日程第８　議案第３号までは、令和４年度一般会計及び特別会計の当初予算であります。

よって、議案第１号から議案第３号までの議案を一括議題とします。

なお、本日は提案説明のみとし、質疑・採決は定例会最終日に行うこととします。

順次、提案理由と議案の説明を求めます。

副町長、市川直樹君。

副町長（市川直樹君）　（登壇）

ただいま議題となりました、議案第１号　令和４年度東川町一般会計予算から議案第３号　令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計予算までを一括して提案説明させていただきます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。
最初に、本町の予算編成に大きく影響を受けます国の予算について、若干ご説明を申し上げます。
昨年 12 月 24 日に閣議決定され、現在、参議院予算委員会で審議中の令和４年度の国の予算案は、一般会計総額 0.9％増の 107 兆 5,964 億円で、令和３年度補正予算と一体となって新型コロナ対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算として 10 年連続で過去最大を更新しております。
令和４年度予算案では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について令和３年度を 3.5％上回る 18.1 兆円を確保するとともに、臨時財政対策債は 67.5％減の 1.8 兆円と過去最低水準までに抑制したものとなっています。
このような国の予算動向を踏まえつつ予算編成を行った訳ですが、「新まちづくり計画」や「東川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を始めとする各種計画内容を基本としながらも、行政執行方針で示す「適疎推進」「飲水思源」「不易流行」の３つの基本的な考え方を行政執行の柱とし、特に新年度では従来からの特徴的な事業を継続しながらも、３つのＫ、「子ども・健康・環境」に良い事業を重点施策として盛り込み、一般会計予算総額を 136 億 6,800 万円とし、「いい・未来に・向かって・　無限に・羽ばたく」ための予算として編成をいたしました。
それでは、一般会計から順次ご説明申し上げますので、先ずは、一般会計予算書の末尾に添付されております説明資料にて予算概要を説明させていただきます。
資料の１頁でありますが、令和４年度各会計予算の総括表であります。
令和４年度の一般会計。予算総額は 136 億 6,800 万円。前年対比では 35 億 4,000 万円増で 35.95％の伸びとなります。昨年に引き続き、100 億円を越える大型予算となっております。
特別会計においては、公共下水道会計が２億 5,100 万円、5.91％の伸び、町立診療所会計においては、７億 500 万円、64.34％の伸びとなりました。一般会計と特別会計を合わせた予算総額では 146 億 2,400 万、38 億 3,000 万円増で 35.48％の伸びとしております。
下の表、一部事務組合、広域連合への負担金については、一般会計の内数として抜き出したものでありますが、
大雪地区広域連合への負担金は、第９期介護保険事業計画策定に伴う調査委託料や後期高齢者医療の被保険者の増加などにより 127 万 4,000 円多い４億 1,167 万 6,000 円。次の、葬斎組合負担金では、大雪葬斎場の建設工事が令和４年、５年の２カ年で行われることとなり、その建設工事負担金を含め 3,613 万 1,000 円。清掃組合負担金については 9,152 万 9,000 円で、新年度では焼却設備監視制御システムの更新工事１億 1,600 万円を施設整備基金からの取崩しにより実施いたします。大雪消防組合では１億 8,763 万 7,000 円となり、東消防署のタンク車の入れ替えなどが予定されています。
次に２頁は、歳入の状況であります。前年度との比較において増減の大きなもの、特徴的な事項について説明申し上げます。
まず、１款の町税におきましては、2,106 万 2,000 円増の９億 973 万円と見込んでいます。個人町民税は所得割で 1,440 万円を増額し、軽自

動車税、たばこ税、入湯税などで若干の増額を見込んでいます。コロナ禍で経済の回復はなかなか見通せないところですが、国の予算動向でも企業業績の改善などにより、税収増を見込んでいるところで、本町においても令和２年度予算までとはいきませんが、町税９億円台を確保することとしています。

少し飛びまして、７款の地方消費税交付金は、国勢調査による人口と経済センサスによる従事者数を基礎に道から交付されるもので、2,400万円増としています。

次に、11款の地方交付税ですが、前年度より１億9,276万6,000円多い43億8,031万円を見込み、普通交付税で267万6,000円多い31億2,131万円、特別交付税は１億9,000万円多い12億6,000万円を見込んでいます。

普通交付税は、国が示す交付税の伸び率を参考に、若干増額としていますが、特別交付税では、地域おこし協力隊分や防災施設修繕事業などでの増額を見込んでいます。

15款国庫支出金では、６億3,795万9,000円の増となっております。地方創生推進交付金について、令和３年度当初予算では計上していなかった「適疎ワーキングによる関係人口創出事業」と「学生関係人口構築プロジェクト事業」の２事業分が令和４年度は当初予算での計上となりましたので、１億4,200万円ほど増額となり、市街地の宅地造成団地内道路や羽衣公園横の道路等については、地方創生道整備交付金での整備となり増額、農山漁村振興交付金は、キトウシ保養施設整備事業に対する国費を計上しています。

次に18款、寄附金については、株主事業寄附金で昨年当初より２億円多い９億円を計上し、企業版ふるさと納税については、昨年同額としています。

また、19款の繰入金につきましては、減債基金からの繰入が約２億9,000万円、株主基金からは２億4,500万円程多い３億2,100万円で、地方創生推進交付金の一般財源分や文化ギャラリー・KAGUの家の償還分を減債基金に積立てることを予定しております。公共施設整備基金からは、5,780万円を予定しており、地方創生道整備事業の充当残、大雪葬斎場建設負担金、第一小学校長寿命化の設計費などへ繰入を予定しています。また、まち・ひと・しごと創生基金繰入金4,000万円は、KAGUの家広場の整備事業の補助裏に充当いたします。

22款の町債につきましては、土木債で公営住宅の建設、修繕、道路事業などで３億600万円、教育債で第一小学校の長寿命化実施計画で750万円、辺地対策事業で28億40万円などを計上し、町債全体では前年比19億5,410万円多い31億6,890万円としています。増額の要因は、キトウシ保養施設整備事業で、交付金を差引いた残り21億2,350万円全額を辺地で計上していることが大きな要因となっています。　以上が歳入でございます。

次に３頁の歳出です。

最初に２款総務費は６億9,161万7,000円の増でありますが、防災対策修繕事業、防災情報伝達端末貸与事業を実施するほか、株主事業では寄付金増額による返礼品等の支出増、「適疎ワーキング」「学生関係人口」の地方創生推進交付金事業の当初予算計上による増、「KAGUの家ビレッジ」の広場整備事業などが増額要因となっています。

次に３款　民生費は、4,998万4,000円の増加ですが、重層的支援体制整備事業は、地域の幅広い支援関係機関が連携して、子ども、高齢者、

障がい者など、対象者を問わない相談支援、社会参加に向けた支援、地域づくりに対する支援を一体的に実施する「地域共生社会」を実現するため、国の補助を受けて取り組むほか、新たな子育て支援策として、子育て中の保護者が孤立しないよう育児休業日を設定するなど、妊娠期から出産、就学前まで切れ目のない支援制度を試行します。また、学童保育関係では、指導員、特別支援体制の強化や夏季・冬季休業中における給食提供の試行に係る予算を計上しております。

４款　衛生費では、令和４年度から始まる大雪葬斎場の建設に伴う負担金が増額となっているほか、東雲・進化台・キトウシ地区など４カ所で飲料水供給施設の工事を予定しています。

５款　農林業費では、21 億 7,452 万 9,000 円の大幅増額となっておりますが、JA ひがしかわが取組む「カントリーエレベータ整備事業」について、新年度は用地取得、解体工事、用地基盤整備事業が行われる予定であるため、辺地債により１億円の負担金を計上しております。さらに、キトウシ保養施設では、農山漁村振興交付金と辺地債を活用して、建設・外構・解体工事などを行うほか、施設への電力供給のための太陽光・蓄電池設備工事などを予定しています。また、林道について２路線の整備を行うものが主な増額要因となっています。

６款　商工費では、１億 4,642 万 3,000 円の減となっていますが、キトウシ家族旅行村のケビン建設工事、スキー場リフト大規模改修工事の終了で減額となります。

７款　土木費では、５億 708 万 1,000 円の増額となっていまして、増減の主なものとしてはここに記載のとおり、萬二橋長寿命化事業、西５号道路改良工事、公園団地の公営住宅建設工事、公園線道路改良事業などとなっています。今年度予定していますハード事業については、後程ご説明をさせていただきます。

次に消防費を飛ばしまして、９款　教育費は 131 万 7,000 円の増となっています。新年度予算では、令和５年度実施予定の第一小学校長寿命化改良事業の実施設計費を計上するほか、新型コロナの影響で開催が延期となっている欧州文化首都アイルランドで開催される国際青少年音楽祭に中学校と高校吹奏楽部で構成する吹奏楽団を派遣する事業への費用を昨年の予算に引き続き計上しています。また、子ども子育て支援事業では、保育士等の処遇改善分等で 115 万 8,000 円の増となっております。

災害復旧費を飛ばしまして、

11 款　公債費は、昨年と比較して 6,283 万 7,000 円増え、17 億 8,431 万 4,000 円の償還を予定しています。

12 款　諸支出金では、繰出金において、下水道会計で 1,400 万円減の 4,500 万円、町立診療所会計へは、40 万円減の１億 4,360 万円を予定しています。

また、基金積立については、減債基金には 9,039 万 7,000 円多い１億 4,288 万 4,000 万円、株主基金に 8,021 万 4,000 円多い３億 6,093 万 4,000 円、国営緊急農地基金に 1,064 万 6,000 円などの積立を予定しています。以上が歳出の説明です。

次に４頁。歳入の財源区分の表ですが、経常的なものと臨時的なものに区分した表となります。歳入においては、経常的な一般財源が多ければ安定した財政運営を行うことができると判断されるものですが、経常的な一般財源は 45 億 7,008 万円となっております。これに、22 款町債の臨時的な一般財源、臨時財政対策債ですけども、5,500 万円をプラスした 46 億 2,508 万円が経常収支比率を算出する場合の基礎数値となり

ます。
次に５頁の表ですが、この表は、歳出予算を性質別に分析したもので、歳入とは反対に、経常的な一般財源が少ないほど、財政構造の弾力性があるという判断となります。
経常的な一般財源の中ほどに小計がありますが、経常一般財源は 36 億 3,956 万 3,000 円となっています。経常収支比率を算出しますと、令和４年度当初予算の段階では 78.7％ということで、前年度より 0.3 ポイント上がっています。
また、この下の表は、歳出における物件費の内訳でありますが、若干ご説明申し上げます。
旅費、交際費については、ほぼ前年度同額で推移していますが、需用費は、地域おこし協力隊の増員に伴う増。役務費は、株主投資の増額による送料・システム使用料の増、備品購入費は、高校生に対するタブレット貸与事業分、委託料については、地方創生推進交付金の２事業計上に伴う、地域再生推進法人に対する委託料の増額となっております。
次に６頁から７頁にかけては、歳入歳出予算をグラフによって表示したものでございますので、後程ご確認をいただきたいと思います。
８頁は、投資的事業の総括表であります。投資的事業のうち、補助事業については、前年度より 27 億 6,704 万 7,000 円多い 38 億 2,073 万 9,000 円。単独事業費は、１億 299 万 8,000 円少ない４億 3,558 万 5,000 円を予定しています。
投資的事業の合計では、42 億 5,632 万 4,000 円となり、前年度より 26 億 6,404 万 9,000 円多くなっていますが、国・道支出金やその他財源を最大限確保しながら、できる限り有利な起債を活用し、極力一般財源を抑えた形にしています。
９頁からは、投資的事業の一覧表になります。
９頁 10 頁は、投資的事業のうち、補助を受けて実施する事業であります。
総務費では、KAGU の家ビレッジ広場整備事業で 8,000 万円。
農林業費では、農山漁村振興交付金を活用してキトウシ保養施設の建設工事、外構工事、解体工事、排水管敷設(ふせつ)工事、太陽光発電蓄電設備など総額で 23 億 680 万円。補助裏は全額辺地債を予定しています。
林業関係では、民有林・町有林・林道整備事業などを予定しています。
土木費では、社会資本整備総合交付金事業により、橋梁長寿命化事業で、勇駒別橋の補償工事、萬二橋長寿命化工事を継続するほか、西 11 号の萬年橋の設計を行います。道路事業では、西３号道路、西 10 号道路、西５号道路を継続するほか、10 頁になりますが、除雪ドーザーの入れ替えを予定しています。公営住宅関連では、公園団地の公営住宅３・４号棟の新築。新栄団地に地域優良賃貸住宅を整備し、民間住宅への薪ストーブ設置、高齢者リフォーム支援事業等住宅機能性向上事業も継続することとしています。
また、市街地では、羽衣公園横の公園線道路、北町３丁目に宅地造成する団地内道路４路線の新設を予定し補助事業の合計は 38 億 2,073 万 9,000 円です。
次に 11 頁。単独事業ですが、衛生費では、大雪葬斎場整備に関する負担金、飲料水供給施設整備では、東雲、第 34、進化台、キトウシの各地区での工事を予定しています。農林業費では、カントリーエレベーター整備、商工費では、キトウシケビンの設計及び基盤整備などを行います。

土木関係では、継続又は新規の単独の道路改良事業のほか、ふれあいグリーンパークの遊具設置工事などを予定しています。
教育関係では、第一小学校長寿命化改良事業の実施設計、第二小学校の長寿命化工事で　補助対象外となる給食棟改修事業などを行います。
単独事業の合計で４億 3,558 万 5,000 円となります。
次に 12 頁は、特別会計におけるハード事業ですが、下水道事業においては、北町３丁目宅地造成地での整備、旭岳温泉ピュアセンターの長寿命化工事などを行います。下水道会計では、補助・単独合わせて 8,945 万 5,000 円の事業を予定しています。
また、町立診療所では、大規模改修及びスプリンクラー工事を行うこととしており、総額で２億 6,900 万円を予定しています。これらハード事業については、20 頁に工事実施個所図を添付していますので、後程ご参照いただければと思います。
次に 13 頁、14 頁は、主要ソフト事業の一覧表です。
主要な事業については、先程、の歳出予算にて説明させていただいており重複しますので、これも後程ご確認ください。
15 頁から 17 頁までは、団体補助と事業補助に区分した補助金の一覧表を添付しています。
次に 18 頁をご覧ください。18 頁には町債の現在高見込額の調書を添付しております。
左の欄から、令和３年度末の残高見込ですが、一般会計で 120 億 1,892 万 4,000 円となっています。これに、令和４年度予算において借入れる町債は 31 億 6,890 万円で、令和４年度中の償還元金 7 億 3,714 万円を差し引き、４年度末の残高見込み額は特別会計を合わせると 146 億 958 万 7,000 円となる見込みです。このうち 66.2％にあたる 96 億 6,873 万 9,000 円が交付税により補填されますので、差引き、実質償還額は、49 億 4,084 万 8,000 円となります。
交付税補填のない公営住宅建設事業債 11 億 7,132 万円は、毎月の住宅使用料で償還できる計算となりますし、予め返済に必要な償還金を積立ている減債基金は、19 頁の表３列目にありますように４年度末で 10 億 9,500 万円の残高がありますので、先程、申し上げた実質負担 49 億 4,000 万円から公営住宅建設事業債分 11 億 7,100 万円、減債基金残高 10 億 9,500 万円を全額充当すると仮定しますと 26 億 7,400 万円が実質の借金ということになります。
19 頁は、基金の状況であります。この表は円単位となっていますのでご注意いただきたいと思います。
令和４年度当初予算では、一般会計小計のＢの列、基金には５億 1,647 万 2,000 円を積立て、隣の取崩し額Ｃの列で７億 946 万 1,000 円の取崩しとしていますので、一般会計令和４年度末の基金残高は 28 億 4,248 万 1,000 円となり、土地開発基金、備荒資金を含めた基金残額は、31 億 2,315 万 4,000 円程となる見込みです。
今後も健全な財政運営を図るために、常に歳入の確保と適正な支出に配意しながら予算執行に努めたいと考えていますのでご理解をお願いします。
以上、雑駁ですが、一般会計の説明とさせていただきます。
続きまして、議案第２号の公共下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。同じく予算書の説明資料１頁をご覧いただきたいと思います。
予算総額は、２億 5,100 万円で前年比 1,400 万円 5.91％増としていま

す。
それでは、下段の歳出から説明いたします。
歳出の公共下水道費は、１億 7,798 万 7,000 円、1,218 万 1,000 円の増となっています。一般管理費では、コロナの影響により使用料が減額、仕入控除税額が増加し、消費税の還付が見込まれるため公課費を減額としているほか、令和５年度からコンビニ収納を開始するための準備費用などを見込んでいます。西部処理区費においては、北町３丁目宅地造成地での工事費を計上しているほか、公会計移行のためのシステム導入経費を盛り込んでいます。
また、旭岳処理区費では、旭岳温泉ピュアセンターの長寿命化計画に基づく修繕工事費 450 万円などを計上し、前年度との比較では、978 万 8,000 円の減となっています。公債費は 7,271 万 3,000 円。予備費が 30 万円。合計２億 5,100 万円です。
次に、歳入でありますが、使用料が１億 459 万 6,000 円で前年比 320 万 1,000 円の減。旭岳温泉処理区で使用水量の減少を見込み減額しているものです。
受益者分担金については、北町３丁目の宅地分譲分が大きく増え 902 万 5,000 円、国庫補助金については補助事業の増により 255 万円多い 3,675 万円としています。
一般会計からの繰入金は、4,500 万円で、前年と比較すると 1,400 万円少ない繰入れとなっています。
繰越金は 300 万円を見込み、諸収入が２万 8,000 円、町債については、下水道事業債ですが 5,260 万円とし、合計２億 5,100 万円であります。
下水道会計の当初予算については、以上です。
最後に、議案第３号の診療所特別会計についてご説明申し上げます。
同じく、診療所予算書の説明資料１頁をご覧いただきたいと思います。
最初に、予算編成にあたっての診療収入の見込みについて説明します。
この表では、令和２年度までが実績数値、令和３年度分は３月末までの推計数値を記載しています。
令和２年度実績と３年度見込みで比較しますと、２年度実績では、１日当たりの入院者数は 6.1 人でありましたが、３年度見込みでは 9.5 人。平均で 3.4 人の増加と見込んでいます。外来についても、同じく２年度が１日平均 60.4 人。３年度見込みでは 61.2 人。これも１日あたり 0.8 人ほど増加見込みであります。
診療所経営に大きく影響を与えている新型コロナですが、現在３回目のワクチン接種の加速化を図り、感染の鎮静化を願っているところありますが、依然として先が見えない状況が続いています。
このような中、令和４年度の予算編成にあたっては、３回目のワクチン接種により一定程度、患者数は回復してくることを前提として、昨年の当初予算と同じく、入院１日あたり 8.0 人、外来１日当たり 63.0 人と想定し、予算編成を行ったところです。
それでは、歳出から説明させていただきますので３頁をご覧ください。
総務費、一般管理費５億 8,767 万 5,000 円。対前年比２億 7,632 万 9,000 円の増でありますが、増額の要因は、診療所大規模改修・スプリンクラー整備工事によるものです。診療所は 2000 年・平成 12 年建設でありますので、建設から 22 年が経過し、屋根や外壁を含め老朽化が進んできたこと、消防法の規定によるスプリンクラー設置義務の期限が迫っていること等から、町づくり計画にも搭載し、既に令和２年度に実施設計を完了しているところです。これに、コロナへの対応や利用者の利便向

上のために、先行して、土足対応やキャッシュレス化への対応などを進めてきましたが、会計などの待ち時間を短縮するための機能や待合室の環境改善、さらに入院病棟の改善などを進める計画で、２億 6,900 万円の予算を計上しています。
財源については、スプリンクラー設備に対する補助を受け、残りは６割補填となる病院事業債を活用し、実質負担については約１億円程度と見込んでいます。
その他の医業費、公債費は、ほぼ前年度並みの予算計上としています。
２頁へ戻っていただきまして、歳入でありますが、先程、説明したとおり令和４年度の入院は１日当たり８名、外来患者数は１日当たり 63 人をベースに、診療収入は前年度より 429 万円増の１億 9,007 万 4,000 円を見込んでおります。使用料・手数料収入については、前年比 120 万 5,000 円の減。
一つ飛ばしまして、繰入金については、一般会計繰入金が１億 4,360 万円 。前年度比 40 万円の減とし、大雪広域連合経由で交付される保険者繰入金、へき地交付金は 8,110 万円を見込んでいます。
この他、繰越金 1,000 万円。諸収入 315 万 8,000 円。町債は、大規模改修に係るものと医療用機材導入にかかる起債で２億 5,420 万円、国庫支出金でスプリンクラーに対する補助などを見込み、総額７億 500 万円としています。
説明が大変長くなりましたが、以上で、議案第１号から議案第３号までの提案の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）

以上で、一括議題とした各会計の予算説明が終わりました。

ここで休憩に入ります。
再開は、11 時。（休憩宣言。10：43）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。（再開宣言。11：00）

○日程第９　議案第 10 号

議長（高橋昭典君）

日程第９　議案第 10 号「東川町基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長、佐藤文泰君。

企画総務課長（佐藤文泰君）

（登壇）
ただいま議題となりました　議案第 10 号「東川町基金条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。
今回の改正内容でありますが、本町が設置する基金のうち、東川町基金条例別表第２に定める定額運用型の「土地開発基金」における基金積み立ての上限額を「１億 5,500 万円」から「２億円」に増額改正するものでございます。
土地開発基金は、「公用もしくは公共用に供する土地または公用の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することによって事業の円滑な執行を図る」ことを目的にしている基金でありますが、

現在、基金で保有している土地・建物については、
①西町８丁目の西部地区コミュニティ・センターに隣接し、駐車場用地として現状のまま利用している土地
②旧さくら工芸の跡地
③１号の進化台の北海道録画センターオーラス研究所の社屋及び周辺の土地の３件で、基金の現金残高は、7,160 万円ほどとなっています。
[redacted]
既に土地開発基金で取得している土地は、事業内容や財源手当が確定した場合に、一般会計で買い戻すことで、基金の現金残額が戻ることになりますが、その時期が未定である場合、急な契約となった場合に残額不足であるとその運用に支障をきたすこととなりますので、補正による余剰財源を特定目的基金だけではなく、その一部を定額運用基金である土地開発基金に繰り入れができるように、基金の額を改めるものです。
では、議案第 10 号「東川町基金条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。
「東川町基金条例の一部を改正する条例」を次のとおり制定するものとする。
ここで、改正内容を「第１回定例会資料」に基づきご説明いたしますので、５頁の新旧対照表を併せてご覧ください。
別表第２の土地開発基金について、「基金の額」の欄に記載する「１億 5,500 万円」を「２億円」に改めるものでございます。
それでは議案本文に戻りまして、ご決定いただければ、附則に記載のとおり、この条例は公布の日から施行することとなります。

以上、議案第 10 号「東川町基金条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由と改正内容について、ご説明させていただきました。
ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第 10 号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、議案第 10 号「東川町基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 10　議案第４号

議長（高橋昭典君）	日程第 10　議案第４号「令和３年度東川町一般会計補正予算（第９号）について」を議題とします。 提案理由と議案の説明を求めます。 企画総務課長、佐藤文泰君。
企画総務課長（佐藤文泰君）	（登壇） ただいま議題となりました　議案第４号「令和３年度東川町一般会計補正予算（第９号）について」の提案理由と補正内容についてご説明申し上げます。 １頁をお開きください。 令和３年度東川町の一般会計補正予算第９号は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４億 2,017 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 118 億 6,830 万 5,000 円とする。 第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。 第２条、債務負担行為の変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。 第３条、地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。 第４条、地方自治法第 213 条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第４表　繰越明許費」による。 今回の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響を受け事業が中止、または縮小されたものや事業完了に伴う執行残の減額補正、株主を始めとする寄附金の整理とこれら財源の基金への積立などが主な内容となっていますので、単純な執行見込みによる減額などについては説明を省略させていただき、増額や大幅に減額となるものを中心に説明させていただきますので、ご了承ください。 それでは、最初に歳出から説明させていただきますので、12 頁、13 頁の事項別明細書をご覧ください。 はじめに、１款・議会費は、新型コロナウイルスの影響により、出張等の中止など伴い、執行残を減額するものでございます。 次の２款・総務費、職員給与費は、人事異動等に伴う執行残について減額するもので、財源については地方債の辺地対策事業債を減額し、道支出金及び一般財源を増額します。 次の企画費、企画政策費、写真の町ひがしかわ株主事業は、ひがしかわ株主事業寄附金の投資額が２億円増えたことに伴い、その増額分に対するふるさと納税返礼品とシステム改修費について増額するものです。 次の地域活性化・国際観光推進費、写真の町国際化推進事業は、事業費の執行残の減額のほか、写真の町実行委員会事業の事業執行見込額確定に伴い、減額いたします。 次の地域活性化・特別対策費、外国人留学生支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンライン授業配信を行うために、留学生奨学金から留学生招致事業補助金へ組替えを行い、日本語学校運営事

業は、留学生や短期日本語学校研修生の減少により、学級数が減少したため、減額をするもので、財源については日本語学校校納金を減額します。
次の地方創生推進事業費、１つ目を飛ばして、地方創生推進費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付額の確定に伴い、国庫支出金を増額し、一般財源、道支出金及び株主基金繰入金を減額いたします。
次の頁の１つ目を飛ばして、戸籍住民基本台帳費、マイナンバー関連事業は、マイナンバーカード所有者がオンラインで転出届、転入予約を可能とするための住民基本台帳システムの改修費で全額が国費負担となります。改修時期が次年度となりますので、令和４年度へ繰越明許の設定を行います。
１つ目を飛ばして、３款・民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、国民健康保険等推進事業は、大雪地区広域連合負担金の決算見込み額の確定に伴うものですが、主に介護保険給付費及び国民健康保険給付費の減額により、負担金の減額をいたします。
次の頁の１つ目を飛ばして、５款　農林業費、農業費、農業振興費、農業振興対策事業は、農業資金融資の新規申し込みに伴い、保証料補給金及び借入者が負担する利息に係る利子補給金について、当初予算額を超えることになったため、それぞれ増額するものです。
次の農業振興特別対策費、農山漁村振興交付金事業は、「いきいき農園整備事業」及び「キトウシ保養施設整備事業」の事業確定に伴い、工事請負費の執行残について、それぞれ減額いたします。財源については、町債、辺地対策事業債を減額します。
次の林業費、林業振興費、林業振興事業は、エゾシカの被害防止計画に規定している捕獲数 200 頭を 240 頭に引き上げたことにより、その引き上げ分について委託料を増額するものです。
次の頁の６款　商工費、商工費、写真の町推進費、写真の町推進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、東川賞授賞式の参加者を限定し、さらに写真甲子園のブロック審査や本戦大会についてオンライン開催するなど、事業内容を変更したため、実行委員会事業費の減額を行うものです。財源については、一般財源のほか、国庫支出金は文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業補助金を減額いたします。
２つ目を飛ばして７款、土木費、都市建設費、社会資本整備道路事業は、勇駒別橋長寿命化修繕事業及び萬二橋長寿命化修繕事業に係る本年度の事業費が確定し、それぞれ減額をするもので、財源整理のため、国庫支出金は社会資本整備総合交付金、地方債は辺地対策事業債を減額し、一般財源を減額いたします。
２つ目を飛ばして８款、消防費、大雪消防組合負担金については、職員の異動や消防団活動事業の減少に伴い、消防組合における共通経費、単独経費について、実績により減額するものです。
次の９款、教育費、教育総務費、学校給食費、小学校学校給食事業、次の中学校学校給食事業は、小・中学校における給食の賄材料費について、地元食材の活用による単価アップや物価上昇により、増額いたします。
次の小学校費、学校管理費の１．東川小学校管理事業から４．第三小学校管理事業までは、各小学校における感染症対策、学習支援消耗品及び備品の購入に要する事業費について、それぞれ増額するものです。
財源については、国庫支出金の学校保健特別対策事業費補助金とし

て、１/2 の補助があり、一般財源と併せて増額しますが、次年度に繰越して執行します。
次の教育振興費、小学校教育振興事業は、東川小学校の医療的ケア児対応のために配置予定であった看護師について、対象児童の転校で看護師の配置が必要なくなったために、その人件費について減額するものです。
次の中学校費、学校管理費、中学校維持管理事業は、中学校における感染症対策、学習支援消耗品及び備品に係る事業費について増額するほか、燃料費調整額の高騰により光熱費を増額し、感染症対策、学習支援消耗品及び備品に係る事業費の財源については，国庫支出金の学校保健特別対策事業費補助金として１/2 の補助があり、一般財源と併せて増額しますが、次年度に繰越をして執行する予定です。
１つ目を飛ばして、次の保健体育費、保健体育総務費、社会体育管理事務費は新型コロナウイルス感染症の影響のため、後任及び新任のスポーツ国際交流員の来日の延期によるもの、次の社会体育推進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による中学校部活動及び社会体育事業の中止に伴い、それぞれ減額するものです。
次の頁の幼児教育費、幼児教育管理費、幼児センター管理事業は、会計年度任用職員の月額保育士等の執行見込みにより減額を行うものですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的に不足している保育士等の確保のために、国の規定による賃金の処遇改善を図るための、国庫支出金、保育士等処遇改善臨時特例交付金を増額し、一般財源を減額いたします。
次の幼児教育振興費、子ども子育て支援事業についても、保育士等の確保のため、対象となる町内の保育園に対して、国の規定による賃金の処遇改善を図るために増額いたします。
次の 12 款、諸支出金、特別会計繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金は、旭川広域圏下水道処理センターの工事負担金として、起債を除いた一般財源の持ち出し分を繰り出すために、増額するものです。
次の診療所特別会計繰出金は、コロナウイルスワクチン接種料を含む診療収入等の増加に伴い、一般会計から診療所会計への繰出金について、減額いたします。
次の基金費、減債基金事業は、文化ギャラリー増築・模様替の拠点整備事業の起債償還の財源分として 5,000 万円、令和４年度に予定している診療所大規模改修に係る病院事業債の町負担分として、第８号補正の公共施設整備基金積立分 5,268 万 2,000 円を減債基金へ積み直し、診療所会計繰出金の減額分 3,375 万 2,000 円と併せて、合計 1 億 3,643 万 4,000 円を増額するものです。
次の公共施設整備基金事業は、先程もご説明しましたように、第８号補正の積立分 5,268 万 2,000 円を減債基金へ積み直すため、減額いたします。
次の土地開発基金事業は、基金条例の一部改正条例で説明したとおり、公共用として利活用する土地の先行取得を行うため、基金の積立額を１億 5,500 万円から２億円に変更して積み立てるために増額いたします。
次の「写真の町」ひがしかわ株主基金事業は、２款、総務費「写真の町」ひがしかわ株主基金事業でご説明しましたが、寄附金の投資額が２億円増えたことに伴い、その４割分の 8,000 万円について、増額するものです。

次のまち・ひと・しごと創生基金事業は、企業版ふるさと納税として、次年度以降に実施する事業に活用する５社からの寄附金総額１億1,400万円について、積立金を増額いたします。

次の国営緊急農地再編整備事業基金事業は、カントリーエレベーター整備事業へ、株主基金で寄附があった7,000万円に一般財源を併せた１億4,000万円を積み立てるために、増額いたします。

歳出の説明については以上でございます。

続いて歳入について、８頁、９頁から説明をいたします。

歳入では、歳出の事業精査に連動した補助金等の増減が主な内容となっていますので、特徴的なものを中心に説明をいたします。

１款、町税、固定資産税、次の10款、地方特例交付金については、新型コロナウイルス感染症対策における税制上の措置として、厳しい環境にある中小企業の令和３年度課税の１年間分に限り、固定資産税の課税標準をゼロまたは、1/2とする措置が講じられたため、町税で3,396万9,000円が減額となり、この減額相当分が、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として、国から同額交付になるため、増額するものです。

２つ目を飛ばして、次の14款、使用料及び手数料、総務使用料は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、留学生の入国制限により、日本語学校の短期研修授業料について全額、減額しています。

次の商工使用料、文化ギャラリー使用料は、文化ギャラリーの改修後に、入館料の改定を行っており、企画展での入館者数が伸びたことなどにより、増額となるものです。

15款、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備補助金は、先程、歳出で説明しました、戸籍住民基本台帳費、マイナンバー関連事業に連動したもので、10/10の補助となり増額するものです。

次の民生費国庫補助金、保育士等処遇改善臨時特例交付金についても、幼児教育費、幼児センター管理事業及び幼児教育振興費、子ども子育て支援事業に連動しているもので、10/10の交付金を活用して、町内の保育士等に係る賃金処遇改善を図るために増額するものです。

次の土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、社会資本整備道路事業の勇駒別橋長寿命化修繕事業及び萬二橋長寿命化修繕事業、社会資本整備地域住宅計画事業の公園団地１号・２号棟整備事業、西団地ストック総合改善事業、ガーデンコートキトウシⅡ地優賃整備事業及び友遊団地地優賃整備事業に係る工事の完了に伴い、事業費が確定し、減額をするものです。

次の教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業費補助金は、小中学校における感染症対策、学習支援消耗品及び備品の購入に要する事業費への補助金として、増額を行うものです。

次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、追加交付額の確定により一般財源及び株主基金繰入金を減額し、交付金等の財源を増額するもので、交付前に先行して実施している新型コロナウイルス感染症対策事業及び地方創生テレワーク交付金事業に充当し、財源の整理をいたします。

次の16款、道支出金については、各事業費の確定に伴い、減額を行うものです。

次の18款、寄附金ですが、一般寄附金は、本年度寄附のあった３件、寄附合計205万円を計上しております。内訳は、佐々木彰郎様、富居茂

様、そしてオフィシャルパートナー協定を締結した立正大学様からの寄附となっています。
次の総務費寄附金は、「写真の町」ひがしかわ株主事業寄附金で増額となる２億位円と地方創生応援税制寄附金企業版ふるさと納税で寄附のあった、隈研吾建築都市設計事務所様、近藤誠一様執筆の書籍「近藤誠一全集」の出版に対する企業様、竹内智香さんのスノーボードキッズ育成事業に対する寄附企業様から寄附合計１億 1,400 万円を計上しております。
次の民生費寄附金は１件 50 万 4,000 円で、明治安田生命保険相互会社様より寄附をいただいております。
次の農林業費寄附金は１件で 30 万円。三千桜酒造様より寄附をいただいております。
次の商工費寄附金は４件、株式会社旭川プレカットセンター様、株式会社ベスト様、株式会社小岩組様他１社から寄附合計 700 万円を計上しています。
次の教育費寄附金は１件、町内のウペ・ムジカというラトビアのものを取り扱うお店の募金寄附ということで４万 1,000 円をいただいております。
次の 19 款、繰入金、基金繰入金、「写真の町」ひがしかわ株主基金繰入金は、文化ギャラリー増築・模様替にかかる減債基金への積立分 5,000 万円、国営緊急農地再編整備事業基金事業のカントリーエレベーター整備事業に、株主基金で寄附があった 7,000 万円を取り崩し、新型コロナウイルス感染症対策事業財源分 5,800 万円と学生関係人口構築プロジェクト事業減額分 610 万円を差し引いた 5,590 万円を、増額いたします。
次の公共施設整備基金繰入金は、第二小学校校舎長寿命化改良工事の実施設計費の財源分の減額と地方創生道整備交付金事業に充当していた財源分について、事業費が確定したことにより 257 万 4,000 円を減額いたします。
次の 21 款、諸収入、雑入ですが、２．光ケーブル移設補償金は、旭川開発建設部が国の事業執行に伴う、町内に敷設している光ケーブルの移転補償費の確定と、３.国営緊急農地再編整備事業推進本部負担金は、国営換地事業に係る支出見込額が確定したことにより、それぞれ減額となるものです。
次の 22 款、町債は、土木債及び辺地対策事業債について、それぞれ事業執行に伴う起債額の整理を行うものでございます。
以上が、歳入についての説明です。
４頁に戻っていただきまして、
第２表「債務負担行為」は、農業資金融資の実行に伴い、翌年度から借入者が負担する利息に対する利子補給について、令和４年度から令和７年度の借入期間に必要な額、2,779 万 9,000 円を限度額として設定いたします。
第３表「地方債補正」は、公営住宅債の西団地ストック総合改善事業の限度額を 3,860 万円に、辺地対策事業債の東忠別地区飲料水供給施設整備事業の限度額を 1,980 万円に、西３号道路改良事業の限度額を 3,080 万円に、それぞれの事業費の増額に伴い、限度額を変更するものでありますが、起債の方法、利率、償還方法について変更はありません。
次の第４表「繰越明許費」についてですが、社会資本整備道路事業として萬二橋長寿命化修繕事業とその事務費の職員人件費を翌年度に繰

り越して事業執行し、写真の町国際化推進事業は、本年度の東川賞海外作家賞受賞者である中国のモ・イー様が授賞式開催の際に来町することができず、賞金をお渡しすることができなかったために、翌年度に繰り越してお支払いするものです。また、マイナンバー関連事業のシステム改修、及び各小中学校維持管理事業については、国庫補助金が国側で繰り越されることに伴い、それぞれ繰り越すもので、合計で９事業、事業費 3,388 万 3,000 円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

なお、補正予算書の 24、25 頁には地方債に関する調書を、26 頁以降は、債務負担行為の支出予算額等に関する調書を、それぞれ添付していますので、後程ご確認をいただければ思います。

以上が、議案第４号　令和３年度東川町一般会計補正予算第９号の説明でございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、歳入・歳出予算、債務負担行為、地方債補正、繰越明許費について一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

11 番、鶴間松彦君。

11 番（鶴間松彦君）　歳入について、何点かお伺いをいたします。

１つは、そろそろ年度決算が確定する時期になってきておりますけれども、現時点で地方交付税、或いは、拠出金等でバックされるもので、留保財源はどの程度、今あるのか、教えていただきたいと思います。それが１点ですね。

それから、歳入９頁の中程に、説明では、文化ギャラリーの使用料が40万円あったという説明がございましたけれども、文化ギャラリーが新しくなって、料金体系も新しくなりました。

それで、懸念されていたような、料金上がったのでね、入館客が減ってくるのではないかというのは、懸念されておりましたけれども、現時点で、前年比較で、入場者数がどう推移しているのか、それから、入館料がどの程度の金額になっているのか、分かれば教えていただきたい。それから、次の11頁に、細かいことなんですけども、１番上の総務費の寄附金の中で、説明では、元文化庁長官の近藤様の書籍に関する寄附金があったというふうに聞いてます。この近藤様については、書籍を発行する、その資金として、ふるさと納税を集めてというお話しで、いわゆる、持ち出しはないというふうに当初聞いておりましたけれども、現時点で、書籍の発行金額と冊数と、それから、この分のふるさと納税として、いくら入金になっているかをお知らせください。以上です。

議長（高橋昭典君）　企画総務課長、佐藤文泰君。

企画総務課長（佐藤文泰君）　１つ目の話のありました、留保財源について答えさせていただきたいと思います。

現在のところ、実質留保財源としては、２億1,046万円程現在見込んでいるところでございます。

議長（高橋昭典君）	写真の町課長、竹田慶介君。
写真の町課長（竹田慶介君）	文化ギャラリーの使用料に関してなんですけども、先ず、令和３年３月でリニューアルオープンしまして、入館者数、入館料共に、入館料については、改定を行ったところでございますが、入館者数に関しましては、令和２年度は改修中ということで、令和３年度から正式にオープンということで、年単位の集計ということが、比較がちょっと難しかったので、月単位、１カ月平均での入館者数ということなんですけども、単純に12で割った入館者数なんですけど、令和元年度は1,176人。令和２年度は、改修がありましたので、単純にはちょっといかないんですけども1,760人。令和３年度については、リニューアルオープン後なんですけども、コロナの影響もあって、入館者数の制限があったりといったこともありましたので、今２月末までの、11カ月間の平均ということで、792人ということに、１カ月平均の入館者数、減ってはいるんですけども、入館料の改定を行いまして、企画展については、1,500円までは設定できるということで、今年度も企画展、何展か行いましたので、その都度、入館料を設定したんですけども、入館料使用料については、令和元年度改定、大規模改修前については、１カ月平均で55,990円だったところ、今年度については、１カ月平均で88,918円ということで、１カ月平均でいうと歳入については増えている計算になっております。以上です。
議長（高橋昭典君）	東川スタイル課長、高石大地君。
東川スタイル課長（高石大地君）	ご質問にありました近藤誠一様の企業版ふるさと納税の件について、ご説明させていただきます。 先ず、これまでの状況ですが、令和３年12月に先ず、「日本の心 第一巻」の方を発刊させていただいております。こちらにつきましては、令和３年度３号補正、６月の定例会でご提案させていただいた案件になっておりまして、収入が企業版ふるさと納税と個人版ふるさと納税で支援いただいた方があって、歳入、歳出共、2,000万円措置させていただいております。そちらの2,000万円につきましては、12月に全国5,000校の高校の方に発送させていただいて、東川町から発行した出版物を設置していただいているという状況になっております。 今回、補正させていただきました1,000万円、企業版ふるさと納税のうち、1,000万円につきましては、２巻以降のご支援ということで、次回にわたってご寄附をいただいたという部分で、現在のところ、４月以降に令和４年度以降に発行の方を予定しているため、今回いただいた1,000万円については、そのまま基金ということで翌年度に繰越させていただくというような使途になっております。よろしくお願いいたします。
議長（高橋昭典君）	他に質疑ありますか。 １番、杉本岳大君。
１番（杉本岳大君）	歳出の方から質問させていただきます。 22頁の幼児教育費の中で、「保育士等処遇改善臨時特例事業費補助

金」というところであるんですけれども、具体的に保育士さんの処遇改善をどのようにされたのか、あと、「保育士等」というのは、どこまでの範囲の保育士さんを示しているのかというところと、今年度、他にそういった処遇改善の事業があったのかどうか、というところを確認したいです。

議長（高橋昭典君）　子ども未来課長、藤川裕充君。

子ども未来課長（藤川裕充君）　「保育士等処遇改善臨時特例交付金」ですが、保育士、幼稚園、教諭等及び放課後児童支援員等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取り組みに対して、令和４年２月分の賃金から実施されるものです。

対象となる職員は、公立施設においては、幼児センターの会計年度任用職員の保育士、看護師、また,学童保育の支援員、それと、私立の施設については、町内小規模保育事業所Ａ型のこまくさ保育園が対象になっています。

東川町幼児センターについては、24名の会計年度任用職員に対し、２月３月の２カ月分で、約６万1,000円の賃上げ効果を考えています。全体的ですね。こまくさ保育園に対しては、11名の保育士に対し、２月３月分の２カ月間で約22万1,000円の賃上げ効果を考えています。学童保育の放課後児童支援員に対しては、４名の会計年度任用職員に対して、２月３月分の２カ月間で約13万円の賃上げ効果の金額を申請しています。

幼児センターと学童保育については、職員の給与について、町の給与表に準じて報酬が定められております。正職員等の他の職員との整合性を鑑みながら１号俸分の昇給としたところです。

こまくさ保育園については、事業所に対して補助金で支出しています。そのほか、この事業以外の賃上げ効果というものは、今年度はないところです。以上です。

議長（高橋昭典君）　１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）　大体でいいんですけど、ザックリで、１人当たりどれぐらいの賃上げ効果があるのかと、あと４月以降は、どのようになっていますか。

議長（高橋昭典君）　子ども未来課長、藤川裕充君。

子ども未来課長（藤川裕充君）　先ず、幼児センターについては、24名に対して２カ月間で６万1,000円ですので、単純に割り返すと、１人当たり1,270円というか、1,300円程度になります。こまくさ保育園については、11名に対して２カ月分で22万1,000円になりますので、約１万円程度といったところになります。学童保育に関しては、２月３月分の２カ月間で約13万円になりますので、1,625円ということに、1,600円程度ということになります。以上です。

議長（高橋昭典君）　よろしいですか。
他に質疑ありますか。(「質疑なし」の声あり。)
これをもって質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ありませんか。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第４号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第４号「令和３年度東川町一般会計補正予算（第９号）について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 11　議案第５号

議長（高橋昭典君）　日程第 11　議案第５号「令和３年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第５号「令和３年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号)」について、提案理由と補正内容をご説明申しあげます。
補正予算書の１頁をお開きください。
令和３年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次の定めるところによる。
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,040 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億 9,677 万 5,000 円とする。
２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。
第３条　地方自治法第 213 条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表　繰越明許費」による。
補正の主な理由ですが、歳入では、事業追加による町債及び一般会計繰入金の増額であります。
歳出では、西部処理区での事業追加による増額であります。
それでは事項別明細の説明の前に国の第１次補正予算に係る西部処理区での追加事業の西部処理区施設整備事業のうち、旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町の１市５町で構成する「旭川広域圏下水道施工事業負担金」について、ご説明させていただきます。
旭川市神居町忠和 287 番地にある旭川市下水処理センター（西部下水終末処理場）の施設整備費の一部工事等においては、国の第１次補正予算の対象となったことから、補正予算により年度を跨いで工事実施がされることとなりました。
この一部工事等の内訳ですが、
「№１汚泥焼却炉更新工事」で、19 億 3,200 万円。
「５系最初沈殿池設備更新工事」で、３億 3,000 万円。

「脱水機棟ほか耐震設計委託」で、2,400 万円。
「№１汚泥焼却改築事業監視業務」で、1,320 万円。
「水処理施設改築詳細設計委託」で、1,800 万円。
事業費総額は 23 億 1,720 万円となり、入札は令和４年３月下旬、工事終了は令和５年３月上旬を予定しております。
旭川広域圏下水道における東川町の負担割合は1.72％となっており、工事費総額 23 億 1,720 万円に対する本町の事業費は 3,985 万 6,000 円となっており、歳入である国費分 2,183 万 9,000 円を差し引いた 2,040 万 8,000 円を事業費として繰越設定させていただくものであります。
なお、この工事における補正予算、繰越設定については、令和４年２月 25 日の令和４年旭川市議会第１回定例会で可決されているところであります。
それでは事項別明細の歳出から説明させていただきますので、８、９頁をお開きください。
１款、公共下水道費、２目、西部処理区費における西部処理区施設整備事業の 2,040 万 8,000 円の増額は、国の第１次補正予算により、旭川市下水処理センターの汚泥焼却炉更新工事等を令和４年度事業の前倒し実施に伴い、負担金 2,040 万 8,000 円の増額となります。
なお、下水処理センターの工事については、次年度に繰り越しし、実施することになります。
次に歳入について説明いたしますので、６、７頁をご覧ください。
４款、繰入金を飛ばしまして、７款、町債、１目、下水道事業債の 2,000 万円の増額は、西部処理区で先程、歳出で説明させていただきました旭川市下水道処理センター更新工事等に伴う 2,000 万円の増額によるものであります。
戻りまして、４款、繰入金、１目、一般会計繰入金の 40 万 8,000 円の増額は、旭川市下水道処理センター更新工事等に伴う財源のうち起債を除いた一般財源の持ち出し分を増額するものです。
次に２頁をご覧ください。
第２表、地方債補正ですが、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じであります。
限度額については、西部処理区施設整備事業で補正となり、補正前の額 2,660 万円から 2,000 万円を補正し、合計 4,660 万円となります。
第３表、繰越明許費ですが、西部処理区施設整備事業の先程の歳入、歳出でも説明させていただきました旭川市下水処理センターの更新工事費等に係る負担金となります。
よって、１款、公共下水道費、１項、公共下水道費、２目、西部処理区費、18 節、負担金 2,040 万 8,000 円を翌年度へ繰越しさせていただくものであります。
最後になりますが、「地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」は 10 頁に記載していますので、後程ご覧いただきますようお願い申し上げます。
以上で、議案第５号「令和３年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号)」の説明とさせていただきますので、ご審議、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、歳入・歳出予算、地方債の補正、繰越明許費について一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
11 番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　私の認識不足もあるかと思うんですけれども、繰越明許について、２頁では、2,040万8,000円と今年度なっております。それで、10頁の今年度の増減の調書によると、1,790万円が繰越明許となっておりますけれども、この関係ちょっと教えてください。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　10頁の繰越明許費については、一般財源を含むかたちになっておりますので、起債の金額とは、イコールにはならなくて、繰越については、起債額プラス一般財源ということになりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　２頁の2,040万8,000円というのは、これ全額繰越明許になるんですよね。そして、今年の10頁の表によると、2,040万8,000円の繰越明許がどこかに載ってこなきゃなんないですよね。繰越するわけですから。載らないんですか。
それが、1,790万円との関係がどういう関係なのかということをお伺いしたいですけど。数字の意味がよくわからなくて。
質問の意味、わかりますか。

議長（高橋昭典君）　副町長、市川直樹君。

副町長（市川直樹君）　ただいまの関係ですけども、もう一度説明をさせていただきますと、起債、借入れについては、2,000万円。それに一般財源40万8,000円足して、翌年度に2,040万8,000円繰越をする。それで、起債自体の単位の問題がありますので、起債をぴったり2,040万8,000円借りるということには、なりませんので、10万円以下は一般財源。そして、起債を2,000万円というかたちで、整理をさせていただいておりますので、このような表現になるということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　よろしいですか。

11番（鶴間松彦君）　あとで、また聞きます。

議長（高橋昭典君）　あとでまた、聞いてください。
他に質疑ありますか。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。

議案第５号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、議案第５号「令和３年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について」は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩に入ります。
再開は、13時。（休憩宣言。11：53）

休憩前に引き続き、会議を再開します。（再開宣言。13：00）

○日程第12　議案第６号

議長（高橋昭典君）	日程第12　議案第６号「令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第５号）について」を議題とします。 提案理由と議案の説明を求めます。 診療所事務長、金山裕之君。
診療所事務長（金山裕之君）	（登壇） ただいま議題となりました、議案第６号「令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第５号）」について、提案理由と補正の内容をご説明申し上げます。 補正予算書の１頁をお開きください。 令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。 第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億4,501万円3,000円とする。 第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。 補正の主な理由ですが、令和３年度の「決算見込み」に基づくもので、予算の執行状況を精査し、歳出では総務費における診療所一般管理費の減額、医業費における医療用消耗器材費、寝具費、給食業務費それぞれを増額し、歳入では診療収入における、入院、外来収入、その他の診療収入の増額、繰入金及び町債の減額、国庫支出金の増額でございます。 それでは、初めに、事項別明細書の歳出から説明させて頂きますので８、９頁をお開きください。 １款、総務費、施設管理費、診療所一般管理費22万4,000円の減額は、オンライン資格確認システム整備事業における12節、委託料の減額です。 マイナンバーカードリーダーによる健康保険証確認装置の整備が終了し、10月20日より運用開始しているところでございます。 特定財源では地方債20万円と、後程説明します「保険者繰入金」の「大雪地区広域連合繰入金」の減額に伴い、144万2,000円を併せて減額いたします。 続いて、２款、医業費でございます。 １項、医業費、２目、医療用機械器具は、ポータブルレントゲン撮影装置が８月23日に納入され、事業完了に伴い特定財源である地方債50

万円を減額するものでございます。
２目、医療用消耗器材費は、未だ猛威を振るい続ける新型コロナウイルスにより検査が増えることが想定されるため「12節　委託料」の「諸検査委託料」を100万円増額いたします。
４目、寝具費14万円の増額は「12節　委託料」で「寝具貸付業務委託料」を２項、給食費、１目、給食費48万4,000円の増額は「12節　委託料」で「給食業務委託料」をいずれも患者数の増加に伴い増額するものでございます。
次に歳入について説明いたしますので、６、７頁をご覧ください。
初めに、１款、診療収入。補正額は3,679万4,000円の増額でございます。
１項、入院収入1,043万8,000円を増額いたします。
補正理由は入院患者数増によるものであり、診療報酬収入及び一部負担金収入、負担額収入増のため増額いたします。
１目、国民健康保険診療報酬収入は、65万円の減額を
３目、後期高齢者医療保険診療報酬収入は、1,020万円の増額を
４目、一部負担金収入は、国保一部負担金収入は、25万2,000円の減額、後期保一部負担金収入は32万円増額で、足し合わせて６万8,000円の増額をいたします。
５目、食事療養費標準負担額収入は16万円の増額を
６目、その他の診療報酬収入は「公労災診療報酬収入」で66万円の増額をいたします。
続きまして、２項、外来収入。293万円の増額でございます。
補正理由は、外来患者数増によるものであり、診療報酬及び一部負担金収入増のため増額いたします。
１目、国民健康保険診療報酬収入は62万円の増額を
２目、社会保険診療報酬収入は88万円の減額を
３目、後期高齢者医療保険診療報酬収入は150万円の増額を
４目、一部負担金収入は、国保一部負担金収入で49万円、後期保一部負担収入で74万円をそれぞれ増額し、足し合わせて123万円の増額をするものであります。
次に、３項、その他の診療報酬収入。
１目、諸検査等収入2,342万6,000円の増額です。
健康診断収入では患者数の減少に伴い144万円の減額をいたします。
各種予防接種等は、インフルエンザワクチンの接種数減により344万円の減額。新型コロナウイルスワクチン接種では、第１クール下期～第５クール（7/11～3/31）までとなっております。これに関する通常接種料2,830万6,000円増額し、足し合わせて2,486万6,000円の増額となります。
次に４款、繰入金。
１項、他会計繰入金、１目、一般会計繰入金を飛ばし、
２目、保険者繰入金144万2,000円の減額は、「大雪地区広域連合繰入金」でございます。
令和３年度の「へき地診療所運営費交付金」は、交付申請額7,890万8,000円、ポータブルレントゲン購入における「国保調整交付金」は、国費110万円、道費55万円となり、足し合わせて8,055万8,000円となります。
続いて、７項、町債、１目、病院事業債。70万円の減額は、先にご説明しましたオンライン資格確認システム整備、ポータブルレントゲン撮

影装置の事業完了により減額するものでございます。
次に８款、国庫支出金。
１項、国庫補助金、１目、診療所事業補助金 50 万円の増額です。
新型コロナウイルスワクチン接種において、１日あたり 50 回以上接種した際、1 日あたり 10 万円が給付されるものであり、該当は第３クール（10/3～12/4）の期間中５日間ありましたので、その分を増額するものでございます。
最後に、４款、繰入金に戻りまして、
１項、他会計繰入金、１目、一般会計繰入金 3,375 万 2,000 円の減額でございます。
歳入、歳出の増減を精査することにより減額するものであり、補正後の額は 5,756 万 6,000 円となります。
以上で、議案第６号「令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第５号)」の説明とさせていただきますので、ご審議、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）
これより、歳入・歳出全款一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第６号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第６号「令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第５号）について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 13　議案第７号

議長（高橋昭典君）
日程第 13　議案第７号「東川町ゆめファーム条例の制定について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
産業振興課長、菊地伸君。

産業振興課長（菊地伸君）
（登壇）
ただいま議題となりました、議案第７号「東川町ゆめファーム条例の制定」について、提案理由と制定内容についてご説明を申し上げます。
第１回定例会資料１頁、また本日追加配布させていただきました資料１頁から３頁を併せてご覧をいただきたいと思います。
本施設は、東川小学校及びゆめ公園に隣接した「いきいき農園」整備を目的に平成 28 年 12 月に用地を取得し、町道の新設、ワイン用ブドウ栽培用地の整備を進めてきましたが、今年度、農山漁村振興交付金及び辺地債を財源としまして、体験農園、管理棟、駐車場の整備を行ったものであります。
初めに、施設概要を説明いたしますので、追加配布した資料の１頁をご覧ください。
施設の配置ですが、西３号道路と北２線道路の角側に駐車場、そして、

南側に管理棟を配置し、その西側に体験農園の配置となっております。
体験農園は、少し見ずらいですけども、全体を４ブロックに分けており、北２線側に東屋を挟んで、８区画を２ブロック、南側に 10 区画を２ブロックの配置とし、計 36 区画となっております。
次に２頁をご覧いただき、管理棟についてですが、体験農園側には、用具庫と洗い場を配置しており、用具庫では、給水や運搬に必要な共通備品等の保管を行います。北側には、農園利用者などが土足で利用できるトイレを設置し、中央玄関からは、廊下を挟み休憩ロビー、事務所、会議室を設けています。
会議室については、本施設の整備により、25 区会館が取り壊されたことから、町内会としての利用、さらには、周辺住民のコミュニティ活動での利用を中心に活用の予定をしております。
施設概要は、以上であります。
それでは次に、条例本文をご覧いただきたいと思います。
初めに第１条は、設置及び目的についてですが、農業を通じた都市住民との交流、交流人口の増加などを目指す施設と規定をしております。
第２条では、名称及び位置について規定しています。
次に第３条ですが、先程、施設概要で説明をしました、施設の構成を規定しています。
第４条は、管理及び運営について、第５条では、職員について、第６条では、使用の許可について規定をしております。
次の第７条は、体験農園における開園期間の規定ですが、町内外の方々への貸し出しによる利用期間を５月１日から 10 月 31 日としています。
第８条は、体験農園利用者の禁止行為についての規定であります。
次の第９条は、使用料の規定ですが、別表の通り、体験農園は、１区画、１シーズンにつき、１万 5,000 円を基本に、町民は１万円とし、使用者１件につき、２区画までの使用としています。
また、管理棟については、会議室の使用について規定をしております。
次の第 10 条では、施設使用にかかる損害賠償についての規定。
第 11 条は、町長が指定するものに対して、指定管理をさせることができる規定でありますが、この後に提案いたします議案第 17 条、指定管理者の指定についての通り、株式会社東川振興公社への指定管理委託を予定しており、併せて、地域おこし協力隊１名を配置し、利用者への対応、そして、施設使用管理について適正に行いたいと考えております。
第 12 条では、条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるという委任規則を定めるものであります。
最後に附則でありますが、本条例は、令和４年４月１日からの施行としております。
以上、議案第７号「東川町ゆめファーム条例の制定」について、提案理由、並びに制定内容についてご説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご決定いただけますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第７号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」

の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、議案第７号「東川町ゆめファーム条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 14　議案第８号

議長（高橋昭典君）

日程第 14　議案第８号「東川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長、佐藤文泰君。

企画総務課長（佐藤文泰君）

（登壇）
ただいま議題となりました、議案第８号「東川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由と改正内容について、ご説明申し上げます。
国は、デジタル社会の形成に関する施策を進めるため、昨年「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」を９月から施行し進めていますが、その整備法の規定の中で、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」については廃止し、「個人情報保護に関する法律」に統合する改正を４月１日から施行することとしており、「東川町個人情報保護条例」の条文中に廃止される「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の引用規定の記載があることから、改めるものでございます。
では、議案第８号「東川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。
「東川町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を次のとおり制定するものとする。
ここで、改正内容を「第１回定例会資料」に基づきご説明いたしますので、２頁の新旧対照表を併せてご覧ください。
第２条第１項第３号中の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第２条第３項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第２条第２項」に改めるものでございます。
それでは議案本文に戻りまして、ご決定いただければ、附則に記載のとおり、この条例は令和４年４月１日から施行することになります。
以上、議案第８号「東川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由と改正内容について、ご説明させていただきました。
ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）

これより一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
最初に議案第８号について採決いたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第８号「東川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 15　議案第９号

議長（高橋昭典君）	日程第 15　議案第９号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。 提案理由と議案の説明を求めます。 企画総務課長長、佐藤文泰君。
企画総務課長（佐藤文泰君）	（登壇） ただいま議題となりました、議案第９号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。 国は、「国家公務員の育児休業等に関する法律」を改正し、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を定め、妊娠から出産、育児に至るまで切れ目のない措置を講じるとともに、優秀な人材を確保して効率の良い公務運営を図るため、関係する人事院規則の整備について進めているところですが、このたび、「職員の育児休業等」に係る人事院規則及び「非常勤職員の勤務時間及び休暇の運用について」の一部改正が行われました。 主な改正内容は、１つ目に「非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和」、２つ目には「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置」についてであり、令和４年４月１日から適用となります。地方公務員法の趣旨により、地方公共団体にあっても国家公務員の措置に準じて、その所用の措置を講じる必要があるため、条例の改正を行うものでございます。 では、議案第９号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。 「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を次の通り制定するものとする。 ここで、改正内容を「第１回定例会資料」に基づきご説明いたしますので、３頁目、４頁目の新旧対照表を併せてご覧ください。 第２条第１項第３号のアの(ア)を削り、同号アの(イ)に記載している「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職に」に改め、同号のアの(イ)を同号のアの(ア)とし、同号のアの(ウ)を同号のアの(イ)とする改正でございます。 また、第 17 条第１項第２号に記載しています「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削ります。 そして、第 22 条の次に、第 23 条として「妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等」に関すること、第 24 条として「勤務環境の整備に関する措置」に関する事項を新たに追加し、勤務環境の整備を図るものです。 それでは議案本文に戻りまして、ご決定いただければ、附則に記載のとおり、この条例は令和４年４月１日から施行することになります。

以上、議案第９号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由と改正内容について、ご説明させていただきました。
ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第９号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第９号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 16　議案第 11 号

議長（高橋昭典君）
日程第 16　議案第 11 号「東川町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
税務定住課長、吉原敬晴君。

税務定住課長（吉原敬晴君）
（登壇）
ただいま議題となりました議案第 11 号「東川町税条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由と改正内容についてご説明いたします。
議案第 11 号
東川町税条例の一部を改正する条例の制定について
東川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。
令和４年３月７日提出　東川町長　であります。
改正内容の説明について、お手元の資料によりご説明いたしますので、「第１回定例会資料」６頁から８頁を併せてご覧ください。
提案理由でありますが、今回の改正は、生活形態の多様化とコロナ禍対策を意識した、徴収方法拡大のため、令和３年度より単税化及びコンビニ収納を実施しましたが、さらに納税額の平準化を図り、納付環境の改善に努めるため、軽自動車税種別割の納期を変更するものであります。
具体的な納期についてですが、７月１日から同月 31 日まで、となっているものを６月１日から同月 30 日まで、と現在よりも１カ月繰り上げるものです。
また、東川町税納入期限変更資料にありますように、軽自動車税種別割の発布日を６月１日、納入期限を６月 30 日に変更することにより、各税目の納期限が月単位で交互に設定されることになります。これにより、月単位の納付額が減り、納税者が分割して納付しやすくなります。
令和４年度の発布に向けて、軽自動車税種別割の納入期限が変更になる等、納付環境が変更になる点については、チラシや広報誌を活用しながら周知に努めて行きたいと考えております。

最後に附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和４年度以降の年度分の軽自動車税種別割について適用する旨の記載をしております。
以上、「東川町税条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由と改正内容についてご説明申し上げ、提案させていただきますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第 11 号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第 11 号「東川町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 17　議案第 12 号

議長（高橋昭典君）

日程第 17　議案第 12 号「東川町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長、佐藤文泰君。

企画総務課長（佐藤文泰君）

（登壇）
ただいま議題となりました、議案第 12 号「東川町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。
使用料及び手数料は、地方自治法の規定により地方公共団体で定める条例で規定し、それぞれ徴収することができるものとしています。
本町における使用料及び手数料は、平成 16 年度に使用料の改正、平成 17 年度には手数料の改正をそれぞれ行っていますが、それ以降、今日に至るまでの間に、平成 26 年には消費税が５％から８％に改訂され、令和元年には 10%に改訂されていますが、使用料等の見直しは見送られています。
改正から既に 15 年以上が経過し、その当時から状況も大幅に変わってきていることから、公共施設の使用料及び諸証明の交付に伴う手数料について、全庁的に見直しを行い、関係条例の改正について提案するものでございます。
では、議案第 12 号「東川町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」をご説明いたします。
「東川町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」を次のとおり制定するものとする。
ここで、改正の対象となる条例については、「第１回定例会資料」に基づきご説明いたしますので、９頁から 51 頁までの「東川町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の概要」及び新旧対照表を併せてご覧ください。
先ず９頁の「条例の概要」の２番に記載していますように、今回の見

直しの方針としては、１つ目に、消費税率、国、北海道、他町や他の条例とのバランスを図ること。２つ目に、国、道、近隣市町村などの単価を準用、バランスを考慮する場合などを除き、基本、見直し額が 50 円以上となる場合に改定を行うこと。３つ目に、夏場におけるエアコン需要の増加を考慮し、冬季における暖房料を廃止し使用料に反映させること。４つ目に、現状に即した取り扱いの見直しとともに、文言整理を行うこと。５つ目に、使用料に町民等の設定があるものはついては、原油高騰に伴う物価上昇などを考慮し、政策的な判断として、当面の間、据置きとすること。この５つの見直しを方針として、整理を行っております。

この見直し方針の中では、改正の対象となる使用料に関係する条例は 25 の条例、手数料条例については、２つの条例で 44 の諸証明にかかる交付手数料について、一括して条例改正を行うものです

なお、今回の使用料及び手数料の一部改正に伴い、１月中旬から２月の上旬にかけて町ホームページにおいてパブリックコメントの聴取を行いましたが、意見等はございませんでした。また、２月に入ってから自治振興会への説明を行い、２月 24 日に行政改革推進委員会を開催して改正内容に対する諮問を行い、各委員より受益者負担の適正化を図るためものであり、妥当であるとの答申をいただいております。

それでは議案本文に戻りまして、第１条から第 25 条までが各使用料条例の一部改正条例の提案、第 26 条が東川町手数料条例の一部改正条例の提案でございます。ご決定いただければ、附則に記載のとおり、この条例は令和４年 10 月１日から施行いたしますが、今後施行日までの間に、町の広報、または町ホームページなどにおいて広く周知を図っていくことにしています。

以上、議案第 12 号「東川町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の提案理由と改正内容について、ご説明させていただきました。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11 番、鶴間松彦君。

11 番（鶴間松彦君）　定例会資料の11頁に、枠で囲った、いわゆる改正条例と所管と改正要旨が載っておりますけれども、その中の公共下水道管理条例についてお伺いをしたいと思うんですけれども、これは、下水道料金の使用料の改定が、この説明によりますと、令和５年度からの公営企業会計移行に合わせて、改定をするというふうになっております。

この下水道料金については、１人暮らしの方とか、３人暮らしとか、その世帯構成によって料金が違ってきておりまして、３、４年前から、町民の方々から、１人暮らしの方の負担が重いのではないかという意見もあって、行政の方でも検討中というようなお話しもいただいておりました。

それで、公営企業会計に移行するということとのタイミングで来年度ということなんだろうと思いますけれども、その辺の方向性と考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（高橋　税務定住課長、吉原敬晴君。

昭典君）	
税務定住課長（吉原敬晴君）	ただいま公共下水道の料金の見直しについてご質問いただきましたけれども、仰る通り、数年前から、特に１人暮らしのお年寄りとか、今、料金が１人から３人まで同じ料金の設定になっているということで、少し高いんではないかというようなご意見をいただいておりました。私達も内部で見直しを図っていくという中で、結論といたしましては、令和５年度からの改正にはなりますけれども、１人世帯、２人世帯、３人世帯ということで、今、１人から３人までをひとくくりとなっているものを１人、２人、３人と分けて、料金の設定をしてはどうかというような内部の合意までは至っております。 それで、今回改正をすることによって、令和５年度から公営企業会計がスタートするときに、もしかしたら、そういった収支のバランスを考えたときに、また改めて料金の改定をしなければならないというようなことが予想されたものですから、それであれば、納付者の混乱を招いてしまうということで、改正は令和５年に１回で行おうというような内部の申し合わせがあったところでございますので、ご理解いただければというように思います。
議長（高橋昭典君）	11 番、鶴間松彦君。
11 番（鶴間松彦君）	やむを得ないかなというふうに思っております。それで是非、矛盾の少ないような改定に是非お願いしたいなと。 ついでに、ちょっとお伺いしたいんですけども、公営企業会計というのは、特別会計に適用されるのか、そうであれば、診療所会計もそういうふうになるのかなっていう感じがちょっとしたんですけども、その辺の関係をちょっと教えていただければと思います。参考までにお伺いします。
議長（高橋昭典君）	都市建設課長、矢ノ目俊之君。
都市建設課長（矢ノ目俊之君）	令和５年度に予定しております公営企業会計への移行ということについては、公営企業会計ですので、特別会計とはまた別な形となります。 診療所会計とは、また別でありますので、本来この下水道会計については、令和６年度までの基準として、全て公営企業会計に移行しましょうということで、国から通達が出ているものですので、それに則って実施するものでありますので、よろしくお願いいたします。
議長（高橋昭典君）	11 番、鶴間松彦君。
11 番（鶴間松彦君）	質問が終わったかも知れませんけど、そうしますと診療所会計は、特にその公営企業会計に移行するというような計画は、今のところないということですか。国の方針も含めて、そういうことで、理解してよろしいでしょうか。

議長（高橋昭典君）	診療所長、金山裕之君。
診療所長（金山裕之君））	診療所特別会計におきましては、厚労省からそういう通達等何もない状況なので、公営企業会計に移行するビジョンは、今のところ持ち合わせていないというふうになってございます。
議長（高橋昭典君）	他に質疑ありますか。 ２番（山家祥幸君）。
２番（山家祥幸君）	使用料の方の振興公社の管理してますキャンモアスキービレッジの方と、それから、森林体験研修センターの方の使用料に関しての変更点でありますけども、キャンモアの方のナイター料金が、現状は500円に対して、改正後は、1,000円と倍額になっております。これは、非常にこう、諸般の経費の高騰などもあると思うんですが、この算出基準といたしましては、本来、ナイター券というのは、元々教育的な、キャンモアというところは、教育的な観点からありまして、子どもたちや学生さんたちが、非常に安い価格で、ワンコインで滑れるようにということの利便性を求めたものだと思うんですけども、これを倍額にするとなかなか学生なんかは、使用しにくいんじゃないかと。そうすると教育的な観点から考えると少し逆行するんじゃないかなという点を１つ。 それから、森林体験研修センターの方なんですが、使用料そのものが、今までは、宿泊に関しましては、１名につき1,260円。それが改正後は、１棟貸しというかたちの中で、宿泊に関しては、３万3,000円ということになりますと、従来あそこの宿泊に関しましては、６畳のお部屋が２部屋で、12人泊まるとなると、大変厳しいような状況だと思うんです。そうすると、従前で１棟貸しというかたちにしますと、宿泊関係だけだと１万5,120円が、新しい改正だと３万3,000円というような、非常にこれも料金そのものが倍額で、１人当たり2,750円というような宿泊料になると思うんですけども、この辺の改定の根拠なんか、わかれば教えていただければと思います。
議長（高橋昭典君）	産業振興課長、菊地伸君。
産業振興課長（菊地伸君）	ただいまご質問のキャンモアスキービレッジのナイター料金の件、先ずは、ナイター料金についてですけども、ご指摘の通り、500円から1,000円ということで改正をしております。これについては、指定管理として振興公社に指定管理委託をして運用をということでありますので、利用料金設定の中で、振興公社独自に、これを上限として定めて、徴収することができるということになりますので、今後、検討ですけども、上限を1,000円として設定させていただきまして、例えば、大人については1,000円、子どもについては従前通りの価格という設定も含めて、この後運用したいという考え方ですので、ご理解をいただければと思います。 また、森林体験研修センターについて、これもご質問の通り１棟貸

しの料金に改定をさせていただいております。これについては、実際の運営形態からして、１人２人が泊まるという宿泊形態よりも、施設全体を団体等が利用するという形態が現実的な利用、これまでの実績から見ても、現実的な利用でありまして、１棟貸しに変えて、料金設定をいたしますけども、これにつきましても、利用料金設定の中で柔軟な運用をしていきたいということで、振興公社とも相談をしておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありますか。(「質疑なし」の声あり。)
これをもって質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ありませんか。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第 12 号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第 12 号「東川町使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 18　議案第 13 号

議長（高橋昭典君）　日程第 18　議案第 13 号「上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長、佐藤文泰君。

企画総務課長（佐藤文泰君）　（登壇）
ただいま議題となりました議案第 13 号「上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約について」の提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。
今回提案します議案は、新たに設置した一部事務組合の上川町村等公平委員会の加入に当たり、公平委員会共同設置規約の一部改正が必要になるため、地方自治法第 252 条の７第３項により準用する第 252 条の２の２第３項の規定により、構成する市町村等の議会の議決を求めるものであります。
新たに加入する一部事務組合は、当麻町、比布町、愛別町及び上川町の４町で構成する上川中部福祉事務組合で、令和４年４月１日から児童の発達支援、障がい者の相談支援及び自立生活支援等に関する事務を共同処理するために設立されました。
では、議案第 13 号「上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約について」を第１回定例会資料に基づきご説明しますので、52 頁の新旧対照表を併せてご覧ください。
新旧対照表にありますように、別表に記載されている構成団体の末尾の「上川広域滞納整理機構」の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。
それでは、議案本文に戻りましてご決定いただければ、附則に記載の通りこの規約は、令和４年４月１日から施行することになります。
以上、議案第 13 号「上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改

正する規約について」の提案理由と改正内容についてご説明させていただきました。
ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　質疑というか、新旧対照表の中に「幌加内村」っていうふうになってるんですけども、これは「幌加内町」ということでよろしいでしょうか。
ご確認お願いします。

議長（高橋昭典君）　企画総務課長、佐藤文泰君。

企画総務課長（佐藤文泰君）　大変失礼いたしました。こちらの新旧対照表に書いてある「幌加内村」ですが、「幌加内町」の誤りでございます。大変申し訳ございません。
訂正の方、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　訂正をお願いします。よろしいですか。（「はい」の声あり。）
他に質疑ありますか。（「質疑なし」の声あり。）
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第13号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、議案第13号「上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第19　議案第14号

議長（高橋昭典君）　日程第19　議案第14号「町道路線の廃止及び認定について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第14号「町道路線の廃止及び認定」について、提案理由をご説明申しあげます。
「道路法第10条第３項及び第８条第２項」の規定に基づき、下記のように廃止及び認定に付する。
今回提案する路線は、北町３丁目宅地造成に伴う道路新設における廃止及び認定、キトウシ高原ホテルへのアクセスする道路の認定でございます。
町道路線の廃止、認定につきましては、道路法第10条第３項で廃止を、第８条第２項において認定を規定しており、いずれも議会の議決を経て告示後効力が発生するものでございます。
路線の位置につきましては、第１回定例会資料の53頁から55頁にご

ざいますので、図面と併せてご覧いただきたいと思います。
初めに、資料 54 頁の北町３丁目宅地造成に係る路線からご説明いたします。
路線番号 70 は、一度路線廃止とし、起点を北方向へ延長変更し改めて認定を行います。
路線番号 211 及び 212 は新たに認定を行います。
既存路線についてはいずれも起点・終点の変更をする必要があるため、一旦従前の路線を廃止し、路線の延長区間を含め、新たに認定を行うことがルールであることから提案するものでございます。
続きまして資料 55 ページのキトウシ高原ホテルへアクセスする路線になります。
現在、西３号道路、北７線道路交差点より展望閣駐車場を結ぶ「岐登牛公園道路」が整備されており、岐登牛公園道路の起点より 400ｍ付近の交差点部よりキトウシ高原ホテルへ向かう道路が敷地内道路として整備されている状況です。キトウシ高原ホテルのリニューアル工事に合わせ、令和４年度に道路改良工事を行うことから新規路線として認定いたします。
それでは初めに、廃止路線のご説明をいたします。
路線番号 70 番「西５号西１丁目道路」
起点は、東川町北町３丁目 686－２
終点は、東川町西町３丁目 260－58
以上１路線の廃止提案でございます。

次に、認定路線のご説明を申し上げます。
路線番号 70 番「西５号西１丁目道路」
起点は、東川町北町３丁目 297－10
終点は、東川町西町３丁目 260－58

路線番号 211 番「西５号北８条道路」
起点は、東川町北町２丁目 1355
終点は、東川町北町３丁目 567－１

路線番号 212 番「西５号北９条道路」
起点は、東川町北町２丁目 1355
終点は、東川町北町３丁目 567－３

路線番号 213 番「岐登牛公園２号道路」
起点は、東川町 787－１
終点は、東川町 1075－127

起点、終点の地番表示は、終点に向って左側若しくは代表的な地番となっております。
以上、１路線の廃止と４路線の認定につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。
ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
11 番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）	私ばっかり質問して申し訳ありません。そしたら、教えていただきたいんですが、この70番の廃止と新設ですけど、新しい団地の路線ということですが、これあれでしょうか。70番の西側の道路、これ道路なくても支障ないんでしょうか。宅地造成するうえで。 基線の手押し信号から真っ直ぐ北側に行ったところの道路ですけど。
議長（高橋昭典君）	都市建設課長、矢ノ目俊之君。
都市建設課長（矢ノ目俊之君）	ただいまご質問のあった件についてですが、図面の54頁をご覧いただきたいと思います。この図面の、212、211と書かれてる道路が西5号道路になりまして、大雪木工の裏に当たる道路については、青い70番と書かれている左側に道路がつくことになっておりまして、これは既に、過去の議会で認定を受けているものでございます。 今回は、宅地内道路ということになりますので、その宅地内の道路について新たな認定と、それに関連する道路、連続する道路については、一旦廃止をしてということで、その70番というのが宅地内道路ということになりますので、よろしくお願いいたします。
議長（高橋昭典君）	11番、鶴間松彦君。
11番（鶴間松彦君）	70番の西側、これは54頁の図だと、道路があるようにはなってないんですが、これはあるんですか、南北へ道路。ちょうど矢印の212と211の矢印のところの道路のことです。ここは特になくて、宅地造成は問題ないのかどうか。
議長（高橋昭典君）	都市建設課長、矢ノ目俊之君。
都市建設課長（矢ノ目俊之君）	今回、認定をいただいてから道路を新設いたしますので、今ここは、畑でございます。ですので、道路はございません。
11番（鶴間松彦君）	それは付けないの。これから付けるの。
都市建設課長（矢ノ目俊之君）	認定を受けなければ、道路は造れませんので、今回先に認定を受けることになりますので、よろしくご理解いただければと思います。
議長（高橋昭典君）	副町長、平田章洋君。
副町長（平田章洋君）	ただいま、大雪木工との境の部分につきましては、既に認定は受けてるんですけども、この後、今、用地買収の部分を進めてる状態でございまして、新年度の事業の中で実施することになります。 宅内については、ちなみに、この後、新年度の令和4年度の中で、6月前後になるかと思いますけども、用地買収については、宅内の部分に

	ついては、さらに進めることになりますので、そのようなかたちで。
11番（鶴間松彦君）	じゃあ、道路は付くってことでいいですね。図面上はないですけど、道路は付くってことで、分かりました。
副町長（平田章洋君）	はい。よろしくお願いいたします。
議長（高橋昭典君）	他に質疑はありますか。(「質疑なし」の声あり。) これをもって質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ありますか。(「討論なし」の声あり。) 討論なしと認めます。 議案第14号について採決いたします。 本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。) 異議なしと認めます。 よって、議案第14号「町道路線の廃止及び認定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第20　議案第15号

議長（高橋昭典君）	日程第20　議案第15号「ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言について」を議題とします。 提案理由と議案の説明を求めます。 町長、松岡市郎君。
町長（松岡市郎君）	（登壇） ただいま議題となりました議案第15号「ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言について」提案理由と議案の説明を申し上げます。 それでは、定例会資料の56、57頁を議案と併せて、ご覧をいただきたいと思います。 提案理由でございますけれども、近年、地球温暖化を起因とする気候変動は、世界中の人々や生態系に影響を与える深刻な問題となっており、世界各国における地球温暖化抑制に対する社会の意識や関心が高まる中で、脱炭素社会に向けた動きが活発化しています。 2015年に合意された「パリ協定」では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて、２℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することとされ、また、2018年に公表されたＩＰＣＣの特別報告書においては、気温上昇を２℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされ、我が国では2020年に内閣総理大臣所信表明で、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。 こうした国内外の動きを受けて、東川町として、地球温暖化対策の推進に向けた決意を示し、豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくため、気候変動の原因と言われる温室効果ガス削減に取り組み、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す町としての宣言について、今回提案をさせていただくものであります。 なお、宣言が採択された場合には、ゼロカーボンの実現を図るため、

町としての基本的な方向性を定めるとともに、実現に向けた様々な取り組みを実施するための計画策定に向けた検討を行い、温室効果ガス排出抑制のための具体的な取り組みを進めて参りたいと考えております。
それでは、「ゼロカーボンに取り組む適疎な町の宣言」について、読み上げさせていただきたいと思います。
「ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言」
近年 世界各地では猛暑や豪雨など地球温暖化が原因とみられる異常気象による災害が多発しており、もはや「気候危機」と言うべき深刻な状況は、これまでに経験したことのない豪雨や台風などにより私たちの町もその影響を受けています。
気候変動への対応として 2015 年 12 月に採択された「パリ協定」によって 2020 年以降の温室効果ガス排出削減のための国際的な枠組みが規定され 2021 年 11 月に開催されたＣＯＰ26 では、「1.5℃ 目標」に向かって世界が努力することが正式に合意され、この目標を達成するための取組が世界全体で加速化しています。
大雪山の麓で生きる私たちは、「顔が見え、挨拶を交わし、会話が弾む、自分らしく生きるための仲間、時間、空間」がある「適疎な町」を目指し、二酸化炭素の吸収源である豊富な森林に守られながら、地下水の恵みにより豊かな生活を営み、「自然」「人」「文化」が調和する町づくりを進めてきました。
私たちは、この自然豊かな地域を未来へ繋ぐこと、将来に渡って安心して暮らすことのできる持続可能な社会を実現するため、この町で暮らす一人ひとりが「共に」気候変動の原因となる温室効果ガス削減に取り組むことで、2030 年の削減目標を確実に達成し、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指すことをここに宣言します。
2022 年３月７日　写真文化首都「写真の町」ひがしかわ
以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。
７番、藤倉智恵子君。

７番（藤倉智恵子君）　質問という質問ではないんですがね、行政執行方針でも、ここの今の宣言の中に、「将来に渡って安心して暮らすことのできる」、その将来っていうのを「未来」と仰って、今も「未来」と仰ったんですよね。
行政執行方針にも、「将来」って字があるんですけど、「未来」と仰って、ここでも、ということです。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　私の行政執行方針には、「将来」と書いてあるし、こちらの宣言では、「未来」と書いてあると、

７番（藤倉智恵子君）　いえ。どちらも「将来」って書いてて、今、「未来」って仰ったんですよね。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）	文脈の流れですので、「未来」も「将来」も同じような意味でないかと思いますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。
７番（藤倉智恵子君）	宣言は、この文章通りでよろしいですか。
町長（松岡市郎君）	はい。そうです。
７番（藤倉智恵子君）	「未来」じゃなく「将来」で。
議長（高橋昭典君）	町長、松岡市郎君。
町長（松岡市郎君）	提案通り受け取っていただければと思います。
議長（高橋昭典君）	本来であれば、趣旨説明をしていただいて、議決を取った後、宣言文を読み上げるのがよろしいかと思うんですが、ちょっと後先になっておりますが、質疑続けます。 他に質疑ありませんか。 10 番、鈴木哉美君。
10 番（鈴木哉美君）	57 頁のスケジュールの中でパブリックコメントを取られたと思いますが、こちらのパブリックコメントについて、集計の結果をお示しください。
議長（高橋昭典君）	町長、松岡市郎君。
町長（松岡市郎君）	パブリックコメントの結果についてということでしょうか。パブリックコメントを取りましたところ、７件の方から意見をいただきました。 どのご意見も素晴らしいご意見であり、或いは、提案であったというふうに思います。細かい内容について必要でしたら、窪田適疎推進課長の方から答弁をさせたいと思いますが、皆さんの意見を総括で言いますと全て賛成、よくやっていただきましたということと、具体的な取り組みについて、こういうことをやってみたらいいんではないでしょうかというような、ご提言があったということですが、もう少し詳しく必要でしょうか。
議長（高橋昭典君）	もう少し詳しく説明した方がいいですかということですが。
10 番（鈴木哉美君）	確か、パブリックコメントの方では、この本文に関して、本文というか、この宣言に関しての意見の募集とともに、確か今、仰ったように、具体的にこういうことを事業としてやってみたいとか、やったらどうかという提案みたいな、２つに分けてのパブリックコメントだったと思い

ますので、ここでは、この宣言文に関しての意見の方について、特にお伺いしたいと思いました。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　宣言文につきましては、概ね高い評価をいただいておりまして、ご意見の中には、もう少し住民一人ひとりの責任を果たすというようなところを明記したらどうでしょうかというようなご意見がございましたけれども、これは、一人ひとりが「共に」という中で、動かされるんではないかということで、文面については、修正をいたしておりません。
　それ以外については、今お話しを申し上げましたように、素晴らしい宣言をしていただくということに一緒に取り組んでいきたいというようなこと、或いは、未来に向かって、子どもたちと共に取り組んでいくべきではないかというようなご意見があったということを申し上げておきます。

議長（高橋昭典君）　他に質疑はありますか。
10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君）　すみません。パブリックコメントの扱いについてなんですが、以前、最近ですと確か、共生暮らしのエリアに関してパブリックコメントを取られたときには、それについての公表があったと思うんですが、今回こちらと、あともう１つ、先の議決の中でもありましたけれども、パブリックコメント取られたものに関しては、ホームページ等での公表は、あるんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　過去からパブリックコメントについては、今お話しがございましたように、集約をいたしたものを整理してお答えをすると、ネット上でお伺いをするということは検討していきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありますか。
３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　今回は宣言をするということで、今後は、具体策についてはこれから策定されていくと思うんですけども、私の中では、ＣＯ２排出抑制の中で、１番取り組みやすくて、効果があるのは、車利用の抑制ということだというふうに思っておりまして、特に、本州の方から来た者にとってみれば、非常に北海道の人たちがすぐ、近距離の移動でも、すぐ車を使うということに対して、なかなか自分も慣れない部分もあるんですけど、その辺の周知、町民への対する周知等、積極的にやっていただきたいなというふうに思ってるんですね。そういったことも含めまして、今後スケジュールとして、具体策はいつ頃ぐらいまでにまとめ上げられるものなのかというところをお伺いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）	町長、松岡市郎君。
町長（松岡市郎君）	せっかく宣言をいたしましても、具体的に何をするかということ、そして、しかも 2030 年までに、今の算定では 6,000 トンの削減をしなければいけないということでございますので、個人個人が、或いは、事業者ができること、或いは、また役場ができること、それぞれのできることをしっかり考えて実行しないと、実現は不可能ではないかと思います。 ですから、これから具体的にどう取り組むかということについては、協議会のような、検討会議のようなものをもちまして、その中で検討していくというのがよろしいんではないかと思っております。 ですから、この検討会議も、皆さん方の中では、住民のお話しをよく聞きなさいというご意見をいただきましたので、手上げ方式のような議員さんも何人か入っていただき、或いは、専門的な方も入っていただいて、或いは、学校の先生なんかも入っていただいて、総合的に計画をし、効果が上がるようなかたちで進めていきたいと思いますので、年内、年度内ではなくて、年内早い時期に計画を樹立をしたいと思っております。
議長（高橋昭典君）	他に質疑はありますか。（「質疑なし」の声あり。） これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。） 討論なしと認めます。 議案第 15 号について採決いたします。 本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。） 異議なしと認めます。 よって、議案第 15 号「ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 21　議案第 16 号

議長（高橋昭典君）	日程第 21　議案第 16 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題とします。 提案理由と議案の説明を求めます。 企画総務課長、佐藤文泰君。
企画総務課長（佐藤文泰君）	（登壇） ただいま議題となりました、議案第 16 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の提案理由と議案内容についてご説明申し上げます。 令和３年９月７日に議決をいただきました、東川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の内容について、変更する必要が生じましたので、財政上の特別措置等に関する法律第３条第５項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 それでは、総合整備計画の変更点について説明いたしますので、「第１回定例会資料の 58 頁からの新旧対照表を議案と併せてご覧ください。 今回の変更は３次変更となり、変更点は赤文字にしていますのでご確

認をお願いします。
次の頁の「３.公共的施設の整備計画」については、変更点を 60 頁の整備計画の内訳で説明をさせていただきます。
今回変更または追加する事業については、新年度当初予算に計上し実施を予定している事業並びに今後、辺地事業として取り組む予定がある事業について、予め計画内容を変更するものです。
初めに、１段目の道路計画に関する変更ですが、西 10 号道路改良事業、西９号道路改良事業、中の沢道路改良事業及び新栄地区道路新設事業の事業費の減額を行い、「北１線道路改良事業」及び「岐登牛公園道路改良事業」が新たに追加になりました。また、新たに「万年橋橋梁長寿命化修繕事業」が追加となったため、５つの「橋梁長寿命化修繕事業」については見送りを行い、「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」が終了し、合計で 13 事業の計画となり、事業費を 25 億 7,880 万円から 23 億 5,150 万円に減額するものです。
次に、２段目の林道計画に関する変更につきましては、事業費を１億 2,780 万円から１億 3,690 万円に増額いたします。
次に、３段目の農業計画に関する変更については、カントリーエレベーター等整備事業 26 億円の事業を新たに追加し、合計で２事業の計画として、事業費の総額は、27 億 3,310 万円に増額いたします。
次の頁をお開きいただき、１段目の飲料水供給施設は、東倉沼地区飲料水供給施設整備事業は事業費の減額を行い、新たにキトウシ地区飲料水供給施設整備事業 2,610 万円の事業を新たに追加し、合計で７事業の計画として、事業費の総額は、２億 8,330 万円に減額いたします。
次に、２段目の高齢者施設に関する変更については、事業費を４億 9,700 万円から２億 5,700 万円に減額するものです。
４段目の地場産業の振興に関する施設については、家具産業振興施設整備事業３億 5,000 万円の事業を新たに追加し、合計で２事業の計画として、事業費の総額は、７億 1,800 万円に増額いたします。
次に、５段目の観光または、レクリエーションに関する施設では、温泉施設整備事業について、事業費を 24 億 5,496 万 8,000 円に増額、ケビン建設事業について４億 6,470 万円に増額するほか、キャンモアスキー場整備事業及び忠別ダム林間親水広場整備事業の事業費の減額を行い、農村体験施設整備事業２億 6,790 万円及び進化台地区研修交流施設整備事業１億 8,300 万円の事業を新たに追加し、合計で 13 事業の計画として、事業費の総額を 41 億 4,636 万 8,000 円に増額をいたします。
次の頁をお開き頂き、４段目の学校給食施設では、第二小学校給食棟改修事業 2,250 万円を新たに追加し、増額いたします。
以上が変更の内容ですが、今回の事業、事業費の追加及び変更を行い、総事業費については、71 億 730 万円から 110 億 9,186 万 8,000 円に増額いたします。
なお、この辺地計画の事業費と新年度予算の事業費は必ずしも一致するものではなく、当初予算、さらには今後、補正予算により予定している事業費の財源を確保するため、多少多めの事業費を計上し、辺地対策事業債の枠を確保しておくもので、この計画に登載されていない事業については、辺地債の対象事業と認められないため、実施の可能性がある事業も含まれていることについて、改めてご理解をお願いします。
なお、これらの変更については、北海道との事前協議を行い、２月 25 日付けで、北海道として異議ない旨の回答を受けており、今議会で議決いただければ、正式な協議書として提出し、計画認定されることとなり

	ます。 以上簡単ですが、議案第16号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の提案理由と内容について説明させていただきました。 ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
議長（高橋昭典君）	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 ５番、能登暢吉君。
５番（能登暢吉君）	万年橋の橋梁長寿命化の件ですけども、万年橋の長寿命化の計画って、どの程度までの修繕ですか、改善をするのかなと、ちょっと聞きたいんですけど。
議長（高橋昭典君）	都市建設課長、矢ノ目俊之君。
都市建設課長（矢ノ目俊之君）	この後、新年度予算の概要の中でも説明はさせていただく予定しておりましたが、万年橋につきましては、架け替えですね。ということになります。よろしくお願いいたします。
議長（高橋昭典君）	５番、能登暢吉君。
５番（能登暢吉君）	架け替えっていうことは、今の現状のまま架け替えるっていうような構想なんですか。それとも、あそこちょっと、Ｓ字がきついカーブの橋じゃないですか。その辺、変更なんとかということはないんですか。
議長（高橋昭典君）	都市建設課長、矢ノ目俊之君。
都市建設課長（矢ノ目俊之君）	新年度から予備設計という段階ですので、その中で可能な限り設計については、検討はできるんですが、河川の法律の中で、橋が河川に対して、何度までということが決められてますので、その範囲内の改修になるかと思いますので、それは、予備設計ふまえて検討する段階になるかと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長（高橋昭典君）	他に質疑はありますか。 11番、鶴間松彦君。
11番（鶴間松彦君）	61頁の中段で、家具産業振興施設整備事業３億 5,000 万円というのは、これは、さくら工芸の跡地のことを想定してるんでしょうか。もうちょっと、教えてください。

議長（高橋昭典君）	産業振興課長、菊地伸君。
産業振興課長（菊地伸君）	今のご質問でありますけども、産業振興施設整備事業ということで、今、仰る通り、旧さくら工芸の跡地、それと建物利用の金であります。現在、年末に土地開発基金により取得を行って、今後、取得をし、その後、今回の辺地計画の中に朱書きで書いておりますけども、家具産業の育成を目的に、人材育成、さらには、その他の振興含めて活用を図るという事業費を計上していこうということで、ご理解いただきたいと思います。
議長（高橋昭典君）	他に質疑はありますか。(「質疑なし」の声あり。) これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。(「討論なし」の声あり。) 討論なしと認めます。 議案第16号について採決いたします。 本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。) 異議なしと認めます。 よって、議案第16号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第22　議案第17号

議長（高橋昭典君）	日程第22　議案第17号「指定管理者の指定について」を議題とします。 提案理由と議案の説明を求めます。 企画総務課長、佐藤文泰君。
企画総務課長（佐藤文泰君）	（登壇） ただいま、議題となりました議案第17号「指定管理者の指定について」の提案理由と議案内容についてご説明申し上げます。 「次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求める。」ものでございます。 指定管理者の選定については、「東川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第２条の定めにより、原則公募により行いますが、条例第５条では、「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が明確に期待できると思慮するときは、公募によらず町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補として選定できる」と規定されています。 本提案に先立ち、公募によらない指定管理者の候補として選定した団体から「指定管理者指定申請書」が提出されたことから、規則で定める選定委員会を２月25日に開催し、本日の提案となったものです。 それでは、今回、指定管理者の指定を受けたい施設についてご説明いたします。 指定管理する施設は、先ほど議案７号で説明し議決をいただきました「東川町ゆめファーム条例」に規定しています、「東川町ゆめファーム」

	でありますが、本事業は、ゆめファーム条例第１条に規定されていますように、「農業を通じた都市住民との交流の場を拡充することで交流人口を増加させ、農業の大切さと食育の推進、魅力ある農村づくりを目指す施設」として農園整備したものです。 指定管理者となる団体の名称は、「株式会社東川振興公社　代表取締役社長　竹部修司」であります。 今回の対象施設は、町が新たに新設事業として整備した農園ですが、「農村と都市住民の交流の場を拡充させ、交流人口を確保する」という目的からも、地域振興と交流人口の確保に精通している本団体に運営してもらうことが適当であると判断しています。 条例の主旨に照らし、常に良好な状態を維持することで利用者の公平な利用に供するとともに、一層のサービス向上が図られ、効率的な管理及び運営が期待できることから、この団体を指定管理者として指定することを提案するものです。 なお、指定管理の期間については、令和４年４月１日から令和７年３月 31 日までであり、他の施設の指定期間の終了日に合わせております。 以上が、議案第 17 号「指定管理者の指定について」のご説明でございます。 ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
議長（高橋昭典君）	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。） 質疑なしと認めます。 これより討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。） 討論なしと認めます。 議案第 17 号について採決いたします。 本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。） 異議なしと認めます。 よって、議案第 17 号「指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 23　議案第 18 号

議長（高橋昭典君）	日程第 23　議案第 18 号「被表彰者の推薦について」を議題とします。 提案理由と議案の説明を求めます。 副町長、市川直樹君。
副町長（市川直樹君）	（登壇） ただいま議題となりました議案第 18 号「被表彰者の推薦について」提案理由と議案の内容について説明をいたします。 議案第 18 号「被表彰者の推薦について」 下記の者を表彰したいので、東川町表彰条例第 12 条の規定に基づき推薦するものとする。 今回、推薦させていただきますのは、東川町表彰条例に基づく「善行表彰」として、町の公益のために多額の寄付をいただいた５名の個人と法人９社、「一般功労表彰」では、令和４年度中に満 100 歳を迎えられる２名の方及び町職員として 30 年以上勤務し、成績優秀、功労顕著であった３名の「職員表彰」について推薦をさせていただき、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、順次提案させていただきます。
最初に、東川町表彰条例第３条の善行表彰のうち、第３号に規定する「町の公益のため多額の私財を寄附した個人または団体」に該当する方です。この「多額の私財を寄附した」という基準については、施行規則の別表において、個人は 100 万円以上、法人は 200 万円以上の寄付をされた方と規定しています。
個人の１人目は、京都府にお住まいの村田純一様であります。村田様は、後程出てきます村田機械株式会社の会長さんで、元文化庁長官の近藤誠一さんが未来に伝えるべき日本の心や文化について、各界の一時代を築き活躍された著名人との対談を納めた書籍、「日本の心」の出版に対し、昨年３月に現金 [redacted] 万円の寄付をいただきました。
個人２人目は、旭川市にお住いの上森繁様です。上森様は、旭川市内の会社の会長様で、アイヌ文化映画制作に対して昨年４月に現金 [redacted] 万円の寄附をいただきました。
個人の３人目は、札幌市にお住いの横山正様で、横山様は、奥様の出身が東川町と伺っていますが、日本福祉人材育成事業に対して、昨年 10 月に現金 [redacted] 万円の寄附をいただきました。
個人の４人目は、町内 [redacted] にお住いの佐々木彰郎様です。佐々木様は、元東川町議会議長を務められた方であり、本年１月に一般寄付で現金 [redacted] 万円の寄附をいただきました。
個人の５人目は、町内 [redacted] にお住いの富居茂様です。富居様は、元東川郵便局長を務められた方であり、本年２月に一般寄付で現金 [redacted] 万円の寄附をいただきました。
次に法人に対する表彰でありますが、
１社目は、株式会社内田洋行　代表取締役　大久保昇様です。この会社からは、企業版ふるさと納税制度により、旭川市江丹別を中心に東川と連携して行っている「熱中小学校」の事業に対して、昨年２月に現金 [redacted] 万円の寄附をいただきました。
次に、法人の２件目は、大阪府にある浅海電気株式会社　代表取締役社長　早坂稔様です。この会社からは、竹内智香さんと進めている「スノーボードキッズ育成事業」に対し、企業版ふるさと納税により、昨年３月に現金 [redacted] 万円の寄附をいただきました。
次に、法人３件目は、京都府に本社があります村田機械株式会社　代表取締役会長　村田純一様であります。この会社からは、「日本の心」の出版に対し、企業版ふるさと納税により、昨年３月に現金 [redacted] 万円の寄附をいただきました。
次に、法人４件目は、東京の株式会社竹村コーポレーション　代表取締役　今福浩之様です。この会社からは、企業版ふるさと納税で、「スノーボードキッズ育成事業」に対し、昨年３月に [redacted] 万円の寄附をいただきました。
次に、法人５件目は、東京の株式会社大林組　代表取締役社長　蓮輪賢治様。この会社からは、「日本の心」出版に対し、企業版ふるさと納税により、昨年４月に現金 [redacted] 万円の寄附をいただきました。
次に、法人の６件目は、大阪府にあるソリッド株式会社　代表取締役徳岡太郎様です。この会社からは、企業版ふるさと納税により、「スノーボードキッズ育成事業」と「ウズベキスタン交流事業」に対して、昨年４月に [redacted] 万円の寄附をいただきました。
次に、法人７件目は、東京にある株式会社山一商事　代表取締役　松本大輔様です。この会社からは、企業版ふるさと納税により、「スノー

ボードキッズ育成事業」に対し、昨年８月に[redacted]万円の寄附をいただきました。
次に、法人の８件目は、東京の株式会社バリュークリエイト　代表取締役　佐藤明様です。この会社からは、東川町とオフィシャルパートナー協定を締結している企業で、企業版ふるさと納税により、昨年９月に現金[redacted]万円の寄附をいただきました。
次に最後９件目ですが、大阪府にあります北浜グローバル経営株式会社　代表取締役社長　前井宏之様です。この会社からは、「日本の心」の出版に対して企業版ふるさと納税により、昨年 10 月に[redacted]万円の寄附をいただいたものであります。
それぞれ、寄付者の意向を十分に汲み、有効に使わせていただきたいと考えています。
次に、一般功労表彰でありますが、表彰条例第５条第５号で町内に 50 年以上居住し、かつ年齢が満 100 歳を超える者で、町の開拓及び伸展に対して功績顕著な方として表彰をさせていただきますのは、[redacted]にお住いの高橋吉彦様と、[redacted]にお住いの水野アキヱ様２名です。
高橋様は５月に、水野様は 11 月に満 100 歳を迎えられますので、誕生日に合わせて表彰をさせていただきます。
最後に、表彰条例第７条の職員表彰ですが、町職員として満 30 年以上勤務し、成績優秀、功労顕著であった者に対して、定年退職時に表彰するものであります。
お１人目は、東川幼児センターの山方由美子主幹教諭で、昭和 57 年４月採用。40 年間の勤務で中央保育所を皮切りに一貫して幼児教育に携わり保育職を務めてこられました。
お２人目は、株式会社東川振興公社の竹部修司社長で、昭和 55 年４月採用。42 年間務められ、地域活性課長、写真の町課長、議会事務局長、産業振興課長などを歴任されております。
３人目は、農地整備課の中山善敬課長で、平成３年３月採用。31 年間務められ、都市建設課長、農地整備課長を務められています。
いずれの方々も町の重要ポストで長年にわたりご活躍をいただき、今月末をもって定年退職を迎えられます。成績優秀、功績顕著な職員として表彰させていただくものであります。
なお、今回の推薦にあたりましては、善行表彰が表彰審議会への諮問事項となっていますので、２月 17 日に表彰審議会を開催し、いずれの方も表彰適任者として議会に推薦すべきとの答申をいただいておりますことをご報告させていただきます。
また、ご決定いただきましたら、定例会最終日の３月 14 日に、議場で表彰をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
以上、議案第 18 号「被表彰者の推薦」について提案をさせていただきます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　これより一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
本件は、表彰案件につき、東川町議会運営に関する先例により、討論を省略し、採決に移ります。
採決は、起立採決とします。

初めに、表彰条例第３条第３号(善行表彰)該当者について採決します。
原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。(起立全員)
起立全員であります。
よって、表彰条例第３条第３号(善行表彰)該当者については、原案のとおり同意することに決しました。

次に表彰条例第５条第５号(一般功労表彰)該当者について採決します。
原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。(起立全員)
起立全員であります。
よって、表彰条例第５条第５号(一般功労表彰)該当者については、原案のとおり同意することに決しました。

次に表彰条例第７条（職員表彰)該当者について採決します。
原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。(起立全員)
起立全員であります。
よって、表彰条例第７条（職員表彰)該当者については、原案のとおり同意することに決しました。

○　散　会

議長（高橋昭典君）	以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。 よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。 なお、明日から 13 日までは休会とし、14 日の本会議は午前９時 30 分開会予定です。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　高橋　昭典

会議録署名議員　　飯塚　達央

会議録署名議員　　薦田　敏次